

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和8年4月1日一部改定)

現行版 頁番号 水道施設 積算基準 表紙目次	新 (改 定 後)	旧 (現 行)
	<p style="text-align: center;">水 道 施 設 積 算 基 準</p> <p style="text-align: center;">令和8年4月1日 一部改定</p> <p style="text-align: center;">いわき市水道局</p>	<p style="text-align: center;">水 道 施 設 積 算 基 準</p> <p style="text-align: center;">令和7年4月1日 一部改定</p> <p style="text-align: center;">いわき市水道局</p>

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和8年4月1日一部改定)

現行版 頁番号	新(改定後)		旧(現行)	
	項目	ページ	項目	ページ
水道施設 積算基準 表紙目次 第2章	第14節 その他	2.14	第14節 その他	2.14
	1 施工機械		1 施工機械	
	2 使用資材		2 使用資材	
	第15節 業務委託料の基本構成	2.15	第15節 業務委託料の基本構成	2.15
	第16節 設計書作成における添付書類	2.16	第16節 設計書作成における添付書類	2.16
	第17節 時間的制約を受ける工事の積算について	2.17	第17節 時間的制約を受ける工事の積算について	2.17
	第18節 熱中症対策に関する試行要領について	2.18	第18節 熱中症対策に関する試行要領について	2.18
	第19節 週休2日の取得に要する費用の積算	2.19	第19節 週休2日工事に要する費用の積算	2.19

水道施設積算基準(令和8年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)
積算基準 第1章 第1節 1	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 適用範囲等</p> <p>1 適用範囲</p> <p>この基準は、いわき市水道局が発注する建設工事もしくは製造の請負、測量・設計・地質調査等の委託又は工事前材料の購入（以下「工事等」という。）に関して、請負施工及び委託に付する場合における工事費等の積算に適用する。</p> <p>ただし、この基準書によることが著しく不適當、または困難であると認められるものについては適用除外とし、事業支援課工事検査担当と協議のうえ算出するものとする。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 適用範囲等</p> <p>1 適用範囲</p> <p>この基準は、いわき市水道局が発注する建設工事もしくは製造の請負、測量・設計・地質調査等の委託又は工事前材料の購入（以下「工事等」という。）に関して、請負施工及び委託に付する場合における工事費等の積算に適用する。</p> <p>ただし、この基準書によることが著しく不適當、または困難であると認められるものについては適用除外とし、総務課工事検査担当と協議のうえ算出するものとする。</p>

水道施設積算基準(令和8年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)
<p>積算基準</p> <p>第1章</p> <p>第3節</p> <p>1</p>	<p>第3節 積算の基本事項</p> <p>1 適用基準等</p> <p>積算に使用する基準、歩掛等は以下によるものとする。</p> <p>(1) 管路施設の配管、土工労務費の積算は、「実務必携」の水道施設整備費に係る歩掛表第一編 請負工事標準歩掛、第二編 参考資料によるものとし、これにより難しい歩掛については、福島県土木部発行の「土木工事標準積算基準〔Ⅰ〕～〔Ⅲ〕」(以下「県土木積算」という。)による。</p> <p>(2) 土木施設の積算は、「県土木積算」による。</p> <p>(3) 建築施設の積算は、福島県土木部発行の「建築関係工事積算基準」(以下「県建築積算」という。)による。建築物付帯の機械、電気設備工事の積算もこれによる。</p> <p>(4) 浄水場及びポンプ場等の機械、電気計装設備工事の積算は、日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表」(以下「下水歩掛」という。)によることを原則とする。ただし、機械・電気設備の小規模修繕、改修等の積算は、県建築積算を用いることができる。</p> <p>※ 積算基準の適用については、参考資料 参.12-1 電気機械設備の積算基準の取り扱いについてを参照とすること。</p> <p>(5) 水管橋上部工の工場製作、架設工事の積算は、(社)日本工業用水協会発行の「経済産業省工業用水道設計標準歩掛表」(以下「工水歩掛」という。)による。</p> <p>(6) 推進工事の積算は、「実務必携」及び「下水歩掛」、(社)日本推進技術協会発行の「推進工法用設計積算要領」(以下「推進協積算」という。)による。</p> <p>(7) 水道施設の設計委託は、「実務必携」の国庫補助事業に係る歩掛表 第二編 設計業務委託標準歩掛による。</p> <p>(8) 土木施設の測量、設計等の委託は、福島県土木部発行の「設計業務等標準積算基準」(以下「県設計業務等積算」という。)による。</p> <p>(9) 建築施設の設計委託は、福島県土木部発行の「建築関係設計業務等委託料算定基準」(以下「県建築委託基準」という。)による。</p> <p>(10) (1)～(9)により難しい場合は、事業支援課工事検査担当との協議によることとする。</p>	<p>第3節 積算の基本事項</p> <p>1 適用基準等</p> <p>積算に使用する基準、歩掛等は以下によるものとする。</p> <p>(1) 管路施設の配管、土工労務費の積算は、「実務必携」の水道施設整備費に係る歩掛表第一編 請負工事標準歩掛、第二編 参考資料によるものとし、これにより難しい歩掛については、福島県土木部発行の「土木工事標準積算基準〔Ⅰ〕～〔Ⅲ〕」(以下「県土木積算」という。)による。</p> <p>(2) 土木施設の積算は、「県土木積算」による。</p> <p>(3) 建築施設の積算は、福島県土木部発行の「建築関係工事積算基準」(以下「県建築積算」という。)による。建築物付帯の機械、電気設備工事の積算もこれによる。</p> <p>(4) 浄水場及びポンプ場等の機械、電気計装設備工事の積算は、日本下水道協会発行の「下水道用設計標準歩掛表」(以下「下水歩掛」という。)によることを原則とする。ただし、機械・電気設備の小規模修繕、改修等の積算は、県建築積算を用いることができる。</p> <p>※ 積算基準の適用については、参考資料 参.12-1 電気機械設備の積算基準の取り扱いについてを参照とすること。</p> <p>(5) 水管橋上部工の工場製作、架設工事の積算は、(社)日本工業用水協会発行の「経済産業省工業用水道設計標準歩掛表」(以下「工水歩掛」という。)による。</p> <p>(6) 推進工事の積算は、「実務必携」及び「下水歩掛」、(社)日本推進技術協会発行の「推進工法用設計積算要領」(以下「推進協積算」という。)による。</p> <p>(7) 水道施設の設計委託は、「実務必携」の国庫補助事業に係る歩掛表 第二編 設計業務委託標準歩掛による。</p> <p>(8) 土木施設の測量、設計等の委託は、福島県土木部発行の「設計業務等標準積算基準」(以下「県設計業務等積算」という。)による。</p> <p>(9) 建築施設の設計委託は、福島県土木部発行の「建築関係設計業務等委託料算定基準」(以下「県建築委託基準」という。)による。</p> <p>(10) (1)～(9)により難しい場合は、総務課工事検査担当との協議によることとする。</p>

水道施設積算基準(令和8年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)
<p>積算基準</p> <p>第2章</p> <p>第2節</p> <p>2</p> <p>2.2-1</p>	<p>第2節 共通仮設費（積上げ）の積算</p> <p>1 適用範囲</p> <p>本基準は、実務必携を適用する水道工事の共通仮設費（積上げ）の積算に適用する。</p> <p>2 運搬費</p> <p>(1) 運搬費の積算</p> <p>共通仮設費の積上げ運搬費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。</p> <p>2) 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬 ただし、敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 参考 敷鉄板の費用について 【県土木積算〔Ⅲ〕Ⅶ-1-①-5】</p> <p>1) 共通仮設費率に含まれるもの 橋梁架設や地盤処理を目的としたペントやクレーン等の安定のために敷設するもの等、工事現場において一般的なもの共通仮設費率に含まれる。</p> <p>2) 積上げ計上するもの 工事用道路（軟弱地盤等で工事車両が通行するため）に敷設する敷鉄板は、直接工事費に敷鉄板設置・撤去工（県土木積算〔Ⅰ〕Ⅱ-5-⑩-1）を、共通仮設費に運搬費を積上げ計上する。</p> </div> <p>3) 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用 (運搬中の本体賃料・損料および分解・組立時の本体賃料を含む)</p> <p>4) 賃料適用のトラックレン（油圧伸縮ジブ型80t吊以上）及びトラックレン（油圧伸縮ジブ型20～50t吊）ラフレレン（油圧伸縮ジブ型20～70t吊）の分解組立時にかかる本体賃料及び運搬中の本体賃料</p> <p>5) 敷鉄板設置撤去工で積上げ分の敷鉄板の搬入・搬出並びに現場内小運搬</p> <p>ただし、次のものは直接工事費に計上する。</p> <p>a. 鋼桁、門扉等工場製作品の運搬</p> <p>b. 支給品及び現場発生品の運搬</p>	<p>第2節 共通仮設費（積上げ）の積算</p> <p>1 適用範囲</p> <p>本基準は、実務必携を適用する水道工事の共通仮設費（積上げ）の積算に適用する。</p> <p>2 運搬費</p> <p>(1) 運搬費の積算</p> <p>共通仮設費の積上げ運搬費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。</p> <p>2) 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬 ただし、敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 参考 敷鉄板の費用について 【県土木積算〔Ⅲ〕Ⅶ-1-①-5】</p> <p>1) 共通仮設費率に含まれるもの 橋梁架設や地盤処理を目的としたペントやクレーン等の安定のために敷設するもの等、工事現場において一般的なもの共通仮設費率に含まれる。</p> <p>2) 積上げ計上するもの 工事用道路（軟弱地盤等で工事車両が通行するため）に敷設する敷鉄板は、直接工事費に敷鉄板設置・撤去工（県土木積算〔Ⅰ〕Ⅱ-5-⑩-1）を、共通仮設費に運搬費を積上げ計上する。</p> </div> <p>3) 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用 (運搬中の本体賃料・損料および分解・組立時の本体賃料を含む)</p> <p>4) 賃料適用のトラックレン（油圧伸縮ジブ型80t吊以上）及びトラックレン（油圧伸縮ジブ型20～50t吊）ラフレレン（油圧伸縮ジブ型20～70t吊）の分解組立時にかかる本体賃料及び運搬中の本体賃料</p> <p>5) 敷鉄板設置撤去工で積上げ分の敷鉄板の搬入・搬出並びに現場内小運搬</p> <p>ただし、次のものは直接工事費に計上する。</p> <p>a. 鋼桁、門扉、工場製作品の運搬</p> <p>b. 支給品及び現場発生品の運搬</p>

水道施設積算基準(令和8年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)
<p>積算基準</p> <p>第2章</p> <p>第2節</p> <p>7</p> <p>2.2-3</p>	<p>7 技術管理費</p> <p>(1) 技術管理費の積算 共通仮設費の積上げ技術管理費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 特殊な品質管理に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管接合部のX線検査、水圧試験、超音波試験等 ・ 通水試験 ・ 土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験 ・ 地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験 ・ 水道工事において発注者が指定した方法等により品質管理を行う場合に用いる特別な機器に要する費用 <p>2) 現場条件等により積上げを要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用 ・ 試験盛土等の工事に要する費用、トンネル（NATM）の計測Bに要する費用 ・ 水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用 ・ 施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器（鉄筋探査等）を用いた調査に要する費用 ・ 防護柵の出来形管理のための非破壊試験に要する費用 <p>3) 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査に要する費用とし、その費用については、間接工事費、一般管理費等の対象とする。 	<p>7 技術管理費</p> <p>(1) 技術管理費の積算 共通仮設費の積上げ技術管理費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 特殊な品質管理に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管接合部のX線検査、水圧試験、超音波試験等 ・ 通水試験 ・ 土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験 ・ 地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験 <p>2) 現場条件等により積上げを要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用 ・ 試験盛土等の工事に要する費用、トンネル（NATM）の計測Bに要する費用 ・ 水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用 ・ 施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器（鉄筋探査等）を用いた調査に要する費用 ・ 防護柵の出来形管理のための非破壊試験に要する費用 <p>3) 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査に要する費用とし、その費用については、間接工事費、一般管理費等の対象とする。

水道施設積算基準(令和8年4月1日) 新旧対照表

現行版 頁番号	新 (改 定 後)	旧 (現 行)
<p>水道施設 積算基準 2.2-4</p>	<p>4) ICT建設機械に要する以下の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保守点検 ・ システム初期費 ・ 3次元起工測量 ・ 3次元設計データの作成費用 <p>なお、システム初期費については、1工事当り使用機種毎に一式計上する。 ただし、施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上しないこと。原則、1工事あたり使用機種毎に一式計上するものとする。</p> <p>5) その他、前記に含まれない項目で特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p> <p>8 営繕費</p> <p>(1) 営繕費の積算 共通仮設費の積上げ営繕費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 監督員詰所及び火薬庫等の営繕（設置・撤去・維持・補修）に要する費用 2) 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用（別途現場環境改善費の積算による） 3) その他、現場条件等により積上げを要する費用 <p>9 現場環境改善費</p> <p>(1) 対象となる内容 工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。</p> <p>(2) 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、全ての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。</p> <p>(3) 積算方法 水道事業実務必携第1編第1章第2節の、1-2-6 参照 ※熱中症対策・防寒対策については、土木工事標準積算基準第1編第8章の I-8-①-1、I-8-①-2参照</p>	<p>4) ICT建設機械に要する以下の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保守点検 ・ システム初期費 ・ 3次元起工測量 ・ 3次元設計データの作成費用 <p>なお、システム初期費については、1工事当り使用機種毎に一式計上する。 ただし、施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上しないこと。原則、1工事あたり使用機種毎に一式計上するものとする。</p> <p>5) その他、前記に含まれない項目で特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p> <p>8 営繕費</p> <p>(1) 営繕費の積算 共通仮設費の積上げ営繕費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 監督員詰所及び火薬庫等の営繕（設置・撤去・維持・補修）に要する費用 2) 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用（別途現場環境改善費の積算による） 3) その他、現場条件等により積上げを要する費用 <p>9 現場環境改善費</p> <p>(1) 対象となる内容 工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。</p> <p>(2) 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、全ての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。</p> <p>(3) 積算方法 水道事業実務必携第1編第1章第2節の、1-2-6 参照</p>

水道施設積算基準(令和8年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)												
積算基準 第2章 第3節 4 2.3-3	<p>4 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について</p> <p>水道局発注の水道施設工事補正方法 「水道事業実務必携」等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="477 373 797 448"> <thead> <tr> <th>間接工事費</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 水道局発注工事では、平成26年2月20日以降の起工から適用 令和8年4月1日以降の起工から改正補正係数を適用 ⇒ 福島県食品生活衛生課 平成26年2月14日 通知 ⇒ 福島県土木部長 令和8年3月18日 通知 (補正係数改正)</p>	間接工事費	補正係数	共通仮設費	1.3	現場管理費	1.1	<p>4 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する施行について</p> <p>水道局発注の水道施設工事補正方法 「水道事業実務必携」等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1406 373 1727 448"> <thead> <tr> <th>間接工事費</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 水道局発注工事では、平成26年2月20日以降の起工から適用 ⇒ 福島県食品生活衛生課 平成26年2月14日 通知</p>	間接工事費	補正係数	共通仮設費	1.5	現場管理費	1.2
間接工事費	補正係数													
共通仮設費	1.3													
現場管理費	1.1													
間接工事費	補正係数													
共通仮設費	1.5													
現場管理費	1.2													

水道施設積算基準(令和8年4月1日) 新旧対照表

現行版 頁番号	新 (改 定 後)	旧 (現 行)																																																																								
水道施設 積算基準 2.6-1	<p>第6節 施工箇所が点在する工事の積算</p> <p>県土木積算〔I〕I-10-①-1を準用する。</p> <p>① 施工箇所が点在する工事の積算について 施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際かかる費用に乖離があるため、共通仮設費、現場管理費を箇所ごとに算出する積算とする。</p> <p>1. 対象工事 施工箇所が複数あり、施工箇所が、100m程度を超えて点在する工事を対象とする。 なお、通年維持工事等、当初契約において工事場所を範囲で指定する工事又は、設備工事は除く。ただし、これによりがたい場合は個別に考慮できる。</p> <p>2. 工事箇所の設定方法及び積算方法</p> <p>(1) 施工規模の大きい箇所を「親設計書」とし、その他の施工箇所を「子設計書」と分類する。</p> <p>(2) 主たる工種区分は、工事全体で判断する。(施工箇所毎に主たる工種区分を設定しない。)</p> <p>(3) 直接工事費の施工規模等の入力条件は、施工箇所毎の数量から選択する。</p> <p>(4) 労務費、材料費等単価の地区設定は、施工箇所毎に設定する。</p> <p>(5) 共通仮設費及び現場管理費については、施工箇所毎に設定した合計額とする。</p> <p>(6) 共通仮設費率及び現場管理費率の補正については、施工箇所毎に設定する。積上げ項目のうち、施工箇所毎に分割できない場合は、直接工事費の最も大きい施工箇所に計上する。</p> <p>(7) 一般管理費等については、施工箇所毎に分けない積算(以下、「通常の積算」と同様とする。 なお、一般管理費算出時の、共通仮設費率及び現場管理費率にかかる、施工地域を考慮した補正は、親設計書で設定した係数によるものとする。</p> <p>(8) 業務委託料は、親設計書に計上する。</p> <p>(9) 金技設計書には諸経費計算確認書が出力されないため、当該設計において点在工事の対象であることを確認できるように、設計書鑑の仕様概要に「本工事は施工箇所が点在する工事の積算対象である」旨を記載する。</p> <p>設計書鑑の仕様概要記載例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>仕様概要</p> <p>(1) 本工事は、〇〇配水管(第000-000号外)改良工事特記仕様書に拠る。また、これに定められていない事項については、いわき市水道局発行の水道施設工事共通仕様書【土木工事編】及び福島県土木工事共通仕様書(土木工事編)に準拠すること。</p> <p>(2) 設計図書の内容又は上記仕様書に準じ難い事項が生じた時は、監督員と協議し指示を受けること。</p> <p>(3) 継ぎ手類は内面珪矽樹脂粉体塗装仕上げ品とする。</p> <p>(4) 各種継手製品は、層防食基準に準拠すること。</p> <p>※本工事は施工箇所が点在する工事の積算対象である。 ←必ず記載</p> </div>	<p>第6節 施工箇所が点在する工事の積算</p> <p>県土木積算〔I〕I-10-①-1を準用する。</p> <p>① 施工箇所が点在する工事の積算について 施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際かかる費用に乖離があるため、共通仮設費、現場管理費を箇所ごとに算出する積算とする。</p> <p>1. 対象工事 施工箇所が複数あり、施工箇所が、100m程度を超えて点在する工事を対象とする。 なお、通年維持工事等、当初契約において工事場所を範囲で指定する工事は除く。ただし、これによりがたい場合は個別に考慮できる。</p> <p>2. 工事箇所の設定方法及び積算方法</p> <p>(1) 施工規模の大きい箇所を「親設計書」とし、その他の施工箇所を「子設計書」と分類する。</p> <p>(2) 主たる工種区分は、工事全体で判断する。(施工箇所毎に主たる工種区分を設定しない。)</p> <p>(3) 直接工事費の施工規模等の入力条件は、施工箇所毎の数量から選択する。</p> <p>(4) 労務費、材料費等単価の地区設定は、施工箇所毎に設定する。</p> <p>(5) 共通仮設費及び現場管理費については、施工箇所毎に設定した合計額とする。</p> <p>(6) 共通仮設費率及び現場管理費率の補正については、施工箇所毎に設定する。積上げ項目のうち、施工箇所毎に分割できない場合は、直接工事費の最も大きい施工箇所に計上する。</p> <p>(7) 一般管理費等については、施工箇所毎に分けない積算(以下、「通常の積算」と同様とする。 なお、一般管理費算出時の、共通仮設費率及び現場管理費率にかかる、施工地域を考慮した補正は、親設計書で設定した係数によるものとする。</p> <p>(8) 業務委託料は、親設計書に計上する。</p> <div data-bbox="1234 959 2067 1449"> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th><通常の積算></th> <th colspan="3"><施工箇所ごとの積算></th> <th colspan="3"><施工箇所所在用積算></th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>親</th> <th>子1</th> <th>子2</th> <th>親</th> <th>子1</th> <th>子2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接工事費</td> <td>①A (②A+③A+④A)</td> <td>②A</td> <td>③A</td> <td>④A</td> <td>②A</td> <td>③A</td> <td>④A</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>⑤B</td> <td>⑥B</td> <td>⑦B</td> <td>⑧B</td> <td>⑥B</td> <td>⑦B</td> <td>⑧B</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>⑨C</td> <td>⑩C</td> <td>⑪C</td> <td>⑫C</td> <td>⑩C</td> <td>⑪C</td> <td>⑫C</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等</td> <td>⑬D</td> <td>⑭D</td> <td>⑮D</td> <td>⑯D</td> <td>⑭D</td> <td>⑮D</td> <td>⑯D</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費の算定</td> <td>⑤B：①Aを対象額で算出</td> <td>⑥B：②Aを対象額で算出 ⑦B：③Aを対象額で算出 ⑧B：④Aを対象額で算出</td> <td colspan="2"></td> <td>⑥B+⑦B+⑧Bとする</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>現場管理費の算定</td> <td>⑨C：(①A+⑤B)を対象額で算出</td> <td>⑩C：(②A+⑥B)を対象額で算出 ⑪C：(③A+⑦B)を対象額で算出 ⑫C：(④A+⑧B)を対象額で算出</td> <td colspan="2"></td> <td>⑩C+⑪C+⑫Cとする</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>一般管理費等の算定</td> <td>⑬D：(①A+⑤B+⑨C)を対象額で算出</td> <td>⑭D：(②A+⑥B+⑩C)を対象額で算出 ⑮D：(③A+⑦B+⑪C)を対象額で算出 ⑯D：(④A+⑧B+⑫C)を対象額で算出</td> <td colspan="2"></td> <td>⑬D：(①A+⑤B+⑨C)を対象額で算出</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> </div>		<通常の積算>	<施工箇所ごとの積算>			<施工箇所所在用積算>					親	子1	子2	親	子1	子2	直接工事費	①A (②A+③A+④A)	②A	③A	④A	②A	③A	④A	共通仮設費	⑤B	⑥B	⑦B	⑧B	⑥B	⑦B	⑧B	現場管理費	⑨C	⑩C	⑪C	⑫C	⑩C	⑪C	⑫C	一般管理費等	⑬D	⑭D	⑮D	⑯D	⑭D	⑮D	⑯D	共通仮設費の算定	⑤B：①Aを対象額で算出	⑥B：②Aを対象額で算出 ⑦B：③Aを対象額で算出 ⑧B：④Aを対象額で算出			⑥B+⑦B+⑧Bとする			現場管理費の算定	⑨C：(①A+⑤B)を対象額で算出	⑩C：(②A+⑥B)を対象額で算出 ⑪C：(③A+⑦B)を対象額で算出 ⑫C：(④A+⑧B)を対象額で算出			⑩C+⑪C+⑫Cとする			一般管理費等の算定	⑬D：(①A+⑤B+⑨C)を対象額で算出	⑭D：(②A+⑥B+⑩C)を対象額で算出 ⑮D：(③A+⑦B+⑪C)を対象額で算出 ⑯D：(④A+⑧B+⑫C)を対象額で算出			⑬D：(①A+⑤B+⑨C)を対象額で算出		
	<通常の積算>	<施工箇所ごとの積算>			<施工箇所所在用積算>																																																																					
		親	子1	子2	親	子1	子2																																																																			
直接工事費	①A (②A+③A+④A)	②A	③A	④A	②A	③A	④A																																																																			
共通仮設費	⑤B	⑥B	⑦B	⑧B	⑥B	⑦B	⑧B																																																																			
現場管理費	⑨C	⑩C	⑪C	⑫C	⑩C	⑪C	⑫C																																																																			
一般管理費等	⑬D	⑭D	⑮D	⑯D	⑭D	⑮D	⑯D																																																																			
共通仮設費の算定	⑤B：①Aを対象額で算出	⑥B：②Aを対象額で算出 ⑦B：③Aを対象額で算出 ⑧B：④Aを対象額で算出			⑥B+⑦B+⑧Bとする																																																																					
現場管理費の算定	⑨C：(①A+⑤B)を対象額で算出	⑩C：(②A+⑥B)を対象額で算出 ⑪C：(③A+⑦B)を対象額で算出 ⑫C：(④A+⑧B)を対象額で算出			⑩C+⑪C+⑫Cとする																																																																					
一般管理費等の算定	⑬D：(①A+⑤B+⑨C)を対象額で算出	⑭D：(②A+⑥B+⑩C)を対象額で算出 ⑮D：(③A+⑦B+⑪C)を対象額で算出 ⑯D：(④A+⑧B+⑫C)を対象額で算出			⑬D：(①A+⑤B+⑨C)を対象額で算出																																																																					

図 施工箇所が点在する場合の積算イメージ

水道施設積算基準(令和8年4月1日) 新旧対照表

現行版 頁番号	新 (改 定 後)	旧 (現 行)																																																																																					
水道施設 積算基準 2.6-2	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;"><通常の積算(X)></th> <th colspan="3" style="text-align: center;"><施工箇所点在用積算></th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">A路線 親</th> <th style="text-align: center;">B路線 子1</th> <th style="text-align: center;">C路線 子1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">① 直接工事費</td> <td style="text-align: center;">X① (A①+B①+C①)</td> <td style="text-align: center;">A①</td> <td style="text-align: center;">B①</td> <td style="text-align: center;">C①</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 共通仮設費</td> <td style="text-align: center;">X② (対象額：X①)</td> <td style="text-align: center;">A② (対象額：A①)</td> <td style="text-align: center;">B② (対象額：B①)</td> <td style="text-align: center;">C② (対象額：C①)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③ 現場管理費</td> <td style="text-align: center;">X③ (対象額：(X①+X②))</td> <td style="text-align: center;">A③ (対象額：(A①+A②))</td> <td style="text-align: center;">B③ (対象額：(B①+B②))</td> <td style="text-align: center;">C③ (対象額：(C①+C②))</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④ 工事原価</td> <td style="text-align: center;">X④ (X①+X②+X③)</td> <td style="text-align: center;">A④ (対象額：(A①+A②+A③))</td> <td style="text-align: center;">B④ (対象額：(B①+B②+B③))</td> <td style="text-align: center;">C④ (対象額：(C①+C②+C③))</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">+</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">※一般管理費等は通常の積算のX⑤を計上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤ 一般管理費等</td> <td style="text-align: center;">X⑤ (対象額：X④)</td> <td style="text-align: center;">A⑤ (X⑤を按分)</td> <td style="text-align: center;">B⑤ (X⑤を按分)</td> <td style="text-align: center;">C⑤ (X⑤を按分)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥ 工事価格</td> <td style="text-align: center;">X⑥ (X④+X⑤)</td> <td style="text-align: center;">A⑥ (A④+A⑤)</td> <td style="text-align: center;">B⑥ (B④+B⑤)</td> <td style="text-align: center;">C⑥ (C④+C⑤)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑦ 消費税相当額</td> <td style="text-align: center;">X⑦ (対象額：X⑥)</td> <td style="text-align: center;">A⑦ 対象額：A⑥</td> <td style="text-align: center;">B⑦ 対象額：B⑥</td> <td style="text-align: center;">C⑦ 対象額：C⑥</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> <td colspan="3" style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑧ 工事費</td> <td style="text-align: center;">X⑧ (X⑥+X⑦)</td> <td style="text-align: center;">A⑧ (A⑥+A⑦)</td> <td style="text-align: center;">B⑧ (B⑥+B⑦)</td> <td style="text-align: center;">C⑧ (C⑥+C⑦)</td> </tr> </tbody> </table> </div>	<通常の積算(X)>		<施工箇所点在用積算>					A路線 親	B路線 子1	C路線 子1	① 直接工事費	X① (A①+B①+C①)	A①	B①	C①	+		+	+	+	② 共通仮設費	X② (対象額：X①)	A② (対象額：A①)	B② (対象額：B①)	C② (対象額：C①)	+		+	+	+	③ 現場管理費	X③ (対象額：(X①+X②))	A③ (対象額：(A①+A②))	B③ (対象額：(B①+B②))	C③ (対象額：(C①+C②))	+		+	+	+	④ 工事原価	X④ (X①+X②+X③)	A④ (対象額：(A①+A②+A③))	B④ (対象額：(B①+B②+B③))	C④ (対象額：(C①+C②+C③))	+		※一般管理費等は通常の積算のX⑤を計上			⑤ 一般管理費等	X⑤ (対象額：X④)	A⑤ (X⑤を按分)	B⑤ (X⑤を按分)	C⑤ (X⑤を按分)	+		+	+	+	⑥ 工事価格	X⑥ (X④+X⑤)	A⑥ (A④+A⑤)	B⑥ (B④+B⑤)	C⑥ (C④+C⑤)	+		+	+	+	⑦ 消費税相当額	X⑦ (対象額：X⑥)	A⑦ 対象額：A⑥	B⑦ 対象額：B⑥	C⑦ 対象額：C⑥						⑧ 工事費	X⑧ (X⑥+X⑦)	A⑧ (A⑥+A⑦)	B⑧ (B⑥+B⑦)	C⑧ (C⑥+C⑦)	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>※ 積算のイメージ</p> <p>従 来： (A地区直接工事費+B地区直接工事費+C地区直接工事費)×間接費率</p> <p>本運用： (A地区(施工箇所a)直接工事×間接費率)</p> <p style="padding-left: 20px;">+ (B地区(施工箇所b)直接工事×間接費率)</p> <p style="padding-left: 20px;">+ (C地区(施工箇所c)直接工事×間接費率)</p> <p>※ 一般管理費等は通常どおり</p> </div> <p>3. 設計変更について</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 親設計書及び子設計書それぞれに対して、変更作業を行う。 (2) 新規工種の追加は、施工箇所毎に判断する。 (3) 一般管理費等については、通常の積算と同様とする。
<通常の積算(X)>		<施工箇所点在用積算>																																																																																					
		A路線 親	B路線 子1	C路線 子1																																																																																			
① 直接工事費	X① (A①+B①+C①)	A①	B①	C①																																																																																			
+		+	+	+																																																																																			
② 共通仮設費	X② (対象額：X①)	A② (対象額：A①)	B② (対象額：B①)	C② (対象額：C①)																																																																																			
+		+	+	+																																																																																			
③ 現場管理費	X③ (対象額：(X①+X②))	A③ (対象額：(A①+A②))	B③ (対象額：(B①+B②))	C③ (対象額：(C①+C②))																																																																																			
+		+	+	+																																																																																			
④ 工事原価	X④ (X①+X②+X③)	A④ (対象額：(A①+A②+A③))	B④ (対象額：(B①+B②+B③))	C④ (対象額：(C①+C②+C③))																																																																																			
+		※一般管理費等は通常の積算のX⑤を計上																																																																																					
⑤ 一般管理費等	X⑤ (対象額：X④)	A⑤ (X⑤を按分)	B⑤ (X⑤を按分)	C⑤ (X⑤を按分)																																																																																			
+		+	+	+																																																																																			
⑥ 工事価格	X⑥ (X④+X⑤)	A⑥ (A④+A⑤)	B⑥ (B④+B⑤)	C⑥ (C④+C⑤)																																																																																			
+		+	+	+																																																																																			
⑦ 消費税相当額	X⑦ (対象額：X⑥)	A⑦ 対象額：A⑥	B⑦ 対象額：B⑥	C⑦ 対象額：C⑥																																																																																			
⑧ 工事費	X⑧ (X⑥+X⑦)	A⑧ (A⑥+A⑦)	B⑧ (B⑥+B⑦)	C⑧ (C⑥+C⑦)																																																																																			
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>※ 積算のイメージ</p> <p>従 来： (A地区直接工事費+B地区直接工事費+C地区直接工事費)×間接費率</p> <p>本運用： (A地区(施工箇所a)直接工事×間接費率)</p> <p style="padding-left: 20px;">+ (B地区(施工箇所b)直接工事×間接費率)</p> <p style="padding-left: 20px;">+ (C地区(施工箇所c)直接工事×間接費率)</p> <p style="color: red;">ただし、一般管理費等は通常どおり</p> </div> <p>3. 設計変更について</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 親設計書及び子設計書それぞれに対して、変更作業を行う。 (2) 新規工種の追加は、施工箇所毎に判断する。 (3) 一般管理費等については、通常の積算と同様とする。 																																																																																						

水道施設積算基準(令和8年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁		新 (改定後)		旧 (現行)																																						
積算基準 第2章 第7節 12 2.7-17	2) 変更理由書の作成 変更理由書の記載例を次に記載する。	<p>変更理由書の作成 変更理由書の記載例を次に記載する。</p>																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">変 更 理 由 書</th> <th colspan="2">工 事 番 号</th> <th colspan="2">〇〇新〇〇〇〇号</th> </tr> <tr> <th>工 事 名</th> <th>理 由</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> <th>種 別</th> <th>要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和〇年〇月〇日 第1回内容変更</td> <td>〇〇配水管(第〇〇〇-〇〇〇号)改良工事 No.〇～No.〇+〇mの区間については、土質をレキ質土としていたが、実施の結果、軟岩であったため、掘削方法をバグドリから大型アレーナに変更したい。</td> <td>配水管布設工 N=1式</td> <td>配水管布設工 N=1式</td> <td>配水管布設工 N=1式</td> <td>増減額(括弧のみ)</td> </tr> <tr> <td>令和〇年〇月〇日 第2回内容変更</td> <td>No.〇～No.〇+〇m地帯において、他事業による横断障害(□900×900)の撤工が明らかになったため、これを下敷しする配管方法としたい。 <i>(約新築18条関係)</i> ※外の項目の差異あり</td> <td>配水管布設工 N=1式</td> <td>配水管布設工 N=1式</td> <td>配水管布設工 N=1式</td> <td>550,000</td> </tr> <tr> <td>令和〇年〇月〇日 第3回内容変更</td> <td>当初15箇所を計上していたが、実施の結果、18箇所であったため、 代表工種のみ記載 <i>(約新築18条関係)</i></td> <td>給水管切替工 N=1式</td> <td>給水管切替工 N=1式</td> <td>給水管切替工 N=1式</td> <td>1,100,000</td> </tr> <tr> <td>契約工期変更</td> <td>本工事は、※管復旧工事以外で〇〇土地区画整理事業に合わせて配水管を整備する工事ですが、区画整理事業で実施している〇〇築造工事の遅延に伴い、本工事の工期内竣工が困難なことから、契約工期を〇年〇月〇日までに延長したい。 <i>(約新築18条関係)</i></td> <td>契約工期 〇年〇月〇日～ 〇年〇月〇日</td> <td>契約工期 〇年〇月〇日～ 〇年〇月〇日</td> <td>契約工期 〇年〇月〇日～ 〇年〇月〇日</td> <td>550,000</td> </tr> <tr> <td>積算増減額 (合計)</td> <td></td> <td>40,000,000 (積算工事価格) 4,000,000 (積算税相当額) 44,000,000 (積算代金額)</td> <td>42,000,000 4,200,000 46,200,000</td> <td>42,000,000 4,200,000 46,200,000</td> <td>2,000,000 200,000 2,200,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※理由欄には、関係約款、内容変更通知日を記載すること。 ※変更前、変更後の欄には、上記に数量、平段に金額を記入する。 ※変更内容の詳細は、「工事内容変更欄」のとおり。 ※理由欄には、関係約款、内容変更通知日を記載すること。 ※変更前、変更後の欄には、上記に数量、下段に金額を記入する。 ※理由欄には、変更増減額及び数量等を記載する。 ※記載する変更増減額の合計は、変更契約を行う請負増減額と同額とする。</p>	変 更 理 由 書		工 事 番 号		〇〇新〇〇〇〇号		工 事 名	理 由	変 更 前	変 更 後	種 別	要	令和〇年〇月〇日 第1回内容変更	〇〇配水管(第〇〇〇-〇〇〇号)改良工事 No.〇～No.〇+〇mの区間については、土質をレキ質土としていたが、実施の結果、軟岩であったため、掘削方法をバグドリから大型アレーナに変更したい。	配水管布設工 N=1式	配水管布設工 N=1式	配水管布設工 N=1式	増減額(括弧のみ)	令和〇年〇月〇日 第2回内容変更	No.〇～No.〇+〇m地帯において、他事業による横断障害(□900×900)の撤工が明らかになったため、これを下敷しする配管方法としたい。 <i>(約新築18条関係)</i> ※外の項目の差異あり	配水管布設工 N=1式	配水管布設工 N=1式	配水管布設工 N=1式	550,000	令和〇年〇月〇日 第3回内容変更	当初15箇所を計上していたが、実施の結果、18箇所であったため、 代表工種のみ記載 <i>(約新築18条関係)</i>	給水管切替工 N=1式	給水管切替工 N=1式	給水管切替工 N=1式	1,100,000	契約工期変更	本工事は、※管復旧工事以外で〇〇土地区画整理事業に合わせて配水管を整備する工事ですが、区画整理事業で実施している〇〇築造工事の遅延に伴い、本工事の工期内竣工が困難なことから、契約工期を〇年〇月〇日までに延長したい。 <i>(約新築18条関係)</i>	契約工期 〇年〇月〇日～ 〇年〇月〇日	契約工期 〇年〇月〇日～ 〇年〇月〇日	契約工期 〇年〇月〇日～ 〇年〇月〇日	550,000	積算増減額 (合計)		40,000,000 (積算工事価格) 4,000,000 (積算税相当額) 44,000,000 (積算代金額)	42,000,000 4,200,000 46,200,000	42,000,000 4,200,000 46,200,000
変 更 理 由 書		工 事 番 号		〇〇新〇〇〇〇号																																						
工 事 名	理 由	変 更 前	変 更 後	種 別	要																																					
令和〇年〇月〇日 第1回内容変更	〇〇配水管(第〇〇〇-〇〇〇号)改良工事 No.〇～No.〇+〇mの区間については、土質をレキ質土としていたが、実施の結果、軟岩であったため、掘削方法をバグドリから大型アレーナに変更したい。	配水管布設工 N=1式	配水管布設工 N=1式	配水管布設工 N=1式	増減額(括弧のみ)																																					
令和〇年〇月〇日 第2回内容変更	No.〇～No.〇+〇m地帯において、他事業による横断障害(□900×900)の撤工が明らかになったため、これを下敷しする配管方法としたい。 <i>(約新築18条関係)</i> ※外の項目の差異あり	配水管布設工 N=1式	配水管布設工 N=1式	配水管布設工 N=1式	550,000																																					
令和〇年〇月〇日 第3回内容変更	当初15箇所を計上していたが、実施の結果、18箇所であったため、 代表工種のみ記載 <i>(約新築18条関係)</i>	給水管切替工 N=1式	給水管切替工 N=1式	給水管切替工 N=1式	1,100,000																																					
契約工期変更	本工事は、※管復旧工事以外で〇〇土地区画整理事業に合わせて配水管を整備する工事ですが、区画整理事業で実施している〇〇築造工事の遅延に伴い、本工事の工期内竣工が困難なことから、契約工期を〇年〇月〇日までに延長したい。 <i>(約新築18条関係)</i>	契約工期 〇年〇月〇日～ 〇年〇月〇日	契約工期 〇年〇月〇日～ 〇年〇月〇日	契約工期 〇年〇月〇日～ 〇年〇月〇日	550,000																																					
積算増減額 (合計)		40,000,000 (積算工事価格) 4,000,000 (積算税相当額) 44,000,000 (積算代金額)	42,000,000 4,200,000 46,200,000	42,000,000 4,200,000 46,200,000	2,000,000 200,000 2,200,000																																					
2) 変更理由書の作成 変更理由書の記載例を次に記載する。	<p>変更理由書の作成 変更理由書の記載例を次に記載する。</p>																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">変 更 理 由 書</th> <th colspan="2">工 事 番 号</th> <th colspan="2">〇〇第〇〇号</th> </tr> <tr> <th>工 事 名</th> <th>理 由</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> <th>種 別</th> <th>用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土工</td> <td>No.〇～No.〇+〇mの区間については、土質をレキ質土としていたが、実施の結果、軟岩であったため、掘削方法をバグドリから大型アレーナに変更したい。 <i>(約新築18条関係)</i></td> <td>バグドリ(特質土)</td> <td>大型アレーナ(軟岩)</td> <td>大型アレーナ(軟岩)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管方法</td> <td>No.〇+〇〇地点において、他事業による横断障害(□900×900)の施工が明らかになったため、これを下敷しする配管方法としたい。 <i>(約新築19条関係)</i></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>φ200×45° 4ヶ φ75差気弁 1基 φ75差気弁 1基</td> <td>φ200×45° 4ヶ φ75差気弁 1基 φ75差気弁 1基</td> </tr> <tr> <td>給水管切替工</td> <td>当初15箇所を計上していたが、実施の結果、18箇所であったため、3箇所を増工したい。 <i>(約新築18条関係)</i></td> <td>15箇所 1,500,000</td> <td>18箇所 2,000,000</td> <td>18箇所 2,000,000</td> <td>3箇所 500,000</td> </tr> <tr> <td>工期変更</td> <td>本工事は、※管復旧工事として〇〇土地区画整理事業に合わせて配水管を復旧する工事ですが、区画整理事業で実施している〇〇築造工事の遅延に伴い、本工事の工期完了が困難なことから、契約工期を〇〇年〇月〇日まで延長したい。 <i>(約新築24条関係)</i></td> <td>〇〇年〇月〇日～ 〇〇年〇月〇日</td> <td>〇〇年〇月〇日～ 〇〇年〇月〇日</td> <td>〇〇年〇月〇日～ 〇〇年〇月〇日</td> <td>〇〇年〇月〇日～ 〇〇年〇月〇日 〇〇日間増</td> </tr> <tr> <td>請負増減額(合計)</td> <td></td> <td>40,000,000 (請負工事価格) 4,000,000 (消費税相当額) 44,000,000 (請負代金額)</td> <td>42,000,000 4,200,000 46,200,000</td> <td>42,000,000 4,200,000 46,200,000</td> <td>2,000,000 200,000 2,200,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※理由欄には、関係約款、内容変更通知日を記載すること。 ※変更前、変更後の欄には、上記に数量、下段に金額を記入する。 ※理由欄には、変更増減額及び数量等を記載する。 ※記載する変更増減額の合計は、変更契約を行う請負増減額と同額とする。</p>	変 更 理 由 書		工 事 番 号		〇〇第〇〇号		工 事 名	理 由	変 更 前	変 更 後	種 別	用	土工	No.〇～No.〇+〇mの区間については、土質をレキ質土としていたが、実施の結果、軟岩であったため、掘削方法をバグドリから大型アレーナに変更したい。 <i>(約新築18条関係)</i>	バグドリ(特質土)	大型アレーナ(軟岩)	大型アレーナ(軟岩)		配管方法	No.〇+〇〇地点において、他事業による横断障害(□900×900)の施工が明らかになったため、これを下敷しする配管方法としたい。 <i>(約新築19条関係)</i>	—	—	φ200×45° 4ヶ φ75差気弁 1基 φ75差気弁 1基	φ200×45° 4ヶ φ75差気弁 1基 φ75差気弁 1基	給水管切替工	当初15箇所を計上していたが、実施の結果、18箇所であったため、3箇所を増工したい。 <i>(約新築18条関係)</i>	15箇所 1,500,000	18箇所 2,000,000	18箇所 2,000,000	3箇所 500,000	工期変更	本工事は、※管復旧工事として〇〇土地区画整理事業に合わせて配水管を復旧する工事ですが、区画整理事業で実施している〇〇築造工事の遅延に伴い、本工事の工期完了が困難なことから、契約工期を〇〇年〇月〇日まで延長したい。 <i>(約新築24条関係)</i>	〇〇年〇月〇日～ 〇〇年〇月〇日	〇〇年〇月〇日～ 〇〇年〇月〇日	〇〇年〇月〇日～ 〇〇年〇月〇日	〇〇年〇月〇日～ 〇〇年〇月〇日 〇〇日間増	請負増減額(合計)		40,000,000 (請負工事価格) 4,000,000 (消費税相当額) 44,000,000 (請負代金額)	42,000,000 4,200,000 46,200,000	42,000,000 4,200,000 46,200,000	2,000,000 200,000 2,200,000
変 更 理 由 書		工 事 番 号		〇〇第〇〇号																																						
工 事 名	理 由	変 更 前	変 更 後	種 別	用																																					
土工	No.〇～No.〇+〇mの区間については、土質をレキ質土としていたが、実施の結果、軟岩であったため、掘削方法をバグドリから大型アレーナに変更したい。 <i>(約新築18条関係)</i>	バグドリ(特質土)	大型アレーナ(軟岩)	大型アレーナ(軟岩)																																						
配管方法	No.〇+〇〇地点において、他事業による横断障害(□900×900)の施工が明らかになったため、これを下敷しする配管方法としたい。 <i>(約新築19条関係)</i>	—	—	φ200×45° 4ヶ φ75差気弁 1基 φ75差気弁 1基	φ200×45° 4ヶ φ75差気弁 1基 φ75差気弁 1基																																					
給水管切替工	当初15箇所を計上していたが、実施の結果、18箇所であったため、3箇所を増工したい。 <i>(約新築18条関係)</i>	15箇所 1,500,000	18箇所 2,000,000	18箇所 2,000,000	3箇所 500,000																																					
工期変更	本工事は、※管復旧工事として〇〇土地区画整理事業に合わせて配水管を復旧する工事ですが、区画整理事業で実施している〇〇築造工事の遅延に伴い、本工事の工期完了が困難なことから、契約工期を〇〇年〇月〇日まで延長したい。 <i>(約新築24条関係)</i>	〇〇年〇月〇日～ 〇〇年〇月〇日	〇〇年〇月〇日～ 〇〇年〇月〇日	〇〇年〇月〇日～ 〇〇年〇月〇日	〇〇年〇月〇日～ 〇〇年〇月〇日 〇〇日間増																																					
請負増減額(合計)		40,000,000 (請負工事価格) 4,000,000 (消費税相当額) 44,000,000 (請負代金額)	42,000,000 4,200,000 46,200,000	42,000,000 4,200,000 46,200,000	2,000,000 200,000 2,200,000																																					

水道施設積算基準(令和8年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)
<p>積算基準</p> <p>第2章</p> <p>第15節</p> <p>2.15-1</p>	<p>第15節 業務委託料の基本構成</p> <p>業務委託料の構成は、次のとおりとする。 なお、複数業務をひとつの委託として積算する場合、異業務間の経費の調整は行わないものとする。</p> <p>(1) 測量業務</p> <p>測量業務費</p> <ul style="list-style-type: none"> 測量業務価格 <ul style="list-style-type: none"> 測量作業費 <ul style="list-style-type: none"> 直接測量費 間接測量費 測量調査費 消費税相当額 <p>一般管理費等</p> <p>諸経費</p> <p>県設計業務等積算に基づき、積算するものとする。</p> <p>(2) 地質調査業務</p> <p>地質調査業務費</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査業務価格 <ul style="list-style-type: none"> 一般調査業務費 <ul style="list-style-type: none"> 純調査費 <ul style="list-style-type: none"> 直接調査費 間接調査費 業務管理費 解析等調査業務費 消費税相当額 <p>一般管理費等</p> <p>諸経費</p> <p>県設計業務等積算に基づき、積算するものとする。</p> <p>(3) 設計業務</p> <p>業務委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務価格 <ul style="list-style-type: none"> 業務原価 <ul style="list-style-type: none"> 直接原価 <ul style="list-style-type: none"> 直接人件費 直接経費 <ul style="list-style-type: none"> 事務用品費 旅費交通費 電子成果品作成費 電子計算機使用料および機械器具損料 特許使用料、製図費等 その他 間接原価 消費税等相当額 <p>一般管理費等</p> <p>その他原価</p> 	<p>第15節 業務委託料の基本構成</p> <p>業務委託料の構成は、次のとおりとする。 なお、複数業務をひとつの委託として積算する場合、異業務間の経費の調整は行わないものとする。</p> <p>(1) 測量業務</p> <p>測量業務費</p> <ul style="list-style-type: none"> 測量業務価格 <ul style="list-style-type: none"> 測量作業費 <ul style="list-style-type: none"> 直接測量費 間接測量費 測量調査費 消費税相当額 <p>一般管理費等</p> <p>諸経費</p> <p>県設計業務等積算に基づき、積算するものとする。</p> <p>(2) 地質調査業務</p> <p>地質調査業務費</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査業務価格 <ul style="list-style-type: none"> 一般調査業務費 <ul style="list-style-type: none"> 純調査費 <ul style="list-style-type: none"> 直接調査費 間接調査費 業務管理費 解析等調査業務費 消費税相当額 <p>一般管理費等</p> <p>諸経費</p> <p>県設計業務等積算に基づき、積算するものとする。</p> <p>(3) 設計業務</p> <p>業務委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務価格 <ul style="list-style-type: none"> 業務原価 <ul style="list-style-type: none"> 直接原価 <ul style="list-style-type: none"> 直接人件費 直接経費 <ul style="list-style-type: none"> 事務用品費 旅費交通費 電子成果品作成費 電子計算機使用料および機械器具損料 特許使用料、製図費等 その他 間接原価 消費税等相当額 <p>一般管理費等</p> <p>その他原価</p>

水道施設積算基準(令和8年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新(改定後)	旧(現行)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
積算基準	<p>第16節 設計書作成における添付書類</p> <p>設計書を作成するにあたり添付する書類については、表1を参考とし取りまとめる。</p> <p>表1 工事・業務委託設計書作成における添付書類 ○:原則添付、△:該当する場合添付</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">添付順</th> <th rowspan="2">書類名</th> <th colspan="2">当初</th> <th colspan="2">変更</th> <th rowspan="2">出力システム</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>金入</th> <th>金抜</th> <th>金入</th> <th>金抜</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>起工兼入札(見積)執行伺</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>財務会計</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>設計変更兼変更契約締結伺</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td>財務会計</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>予算内示書(予算配当替決定通知書)</td><td>○</td><td></td><td>△</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>設計図書【起工時】チェックリスト</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>入札連絡表</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>工事費内訳明細書</td><td>△</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>工事のみ添付</td></tr> <tr><td>7</td><td>一般競争入札参加資格設定決定書</td><td>△</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>一般競争入札の場合</td></tr> <tr><td>8</td><td>指名業者等選定決定書</td><td>△</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>指名競争入札(随意契約)の場合</td></tr> <tr><td>9</td><td>随意契約確認表</td><td>△</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>随意契約の場合</td></tr> <tr><td>10</td><td>随意契約の理由書</td><td>△</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>随意契約の場合</td></tr> <tr><td>11</td><td>コスト、工期比較表</td><td>△</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>随意契約の場合</td></tr> <tr><td>12</td><td>学識経験者意見聴取書(写し)</td><td>△</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>総合評価方式の場合</td></tr> <tr><td>13</td><td>評価項目及び評価基準に係る定義</td><td>△</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>総合評価方式の場合</td></tr> <tr><td>14</td><td>変更理由書</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>位置図</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>工程表及び工期算出資料</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>委託は工程表のみ</td></tr> <tr><td>17</td><td>予定価格書</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>設計書鑑</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>積算システム</td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td>積算書</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>積算システム</td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>総括表</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>積算システム</td><td>工種又は工区が複数ある場合</td></tr> <tr><td>21</td><td>本工事費内訳書</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>積算システム</td><td></td></tr> <tr><td>22</td><td>諸経費計算確認書</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td>積算システム</td><td></td></tr> <tr><td>23</td><td>諸経費計算表</td><td>△</td><td></td><td>△</td><td></td><td>積算システム</td><td>諸経費を按分する場合</td></tr> <tr><td>24</td><td>明細書</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>積算システム</td><td></td></tr> <tr><td>25</td><td>代価表</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>積算システム</td><td></td></tr> <tr><td>26</td><td>単価表</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>積算システム</td><td></td></tr> <tr><td>27</td><td>各種計算書(数量計算、構造計算等)</td><td>○</td><td>△</td><td>○</td><td>△</td><td></td><td>委託は算出根拠とする</td></tr> <tr><td>28</td><td>産業廃棄物処理場単価比較表</td><td>△</td><td></td><td>△</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>29</td><td>ローカルマスター一覧表</td><td>△</td><td></td><td>△</td><td></td><td>積算システム</td><td></td></tr> <tr><td>30</td><td>採用単価表(物価資料、見積単価(又は歩掛)表)</td><td>△</td><td></td><td>△</td><td></td><td></td><td>該当ある場合</td></tr> <tr><td>31</td><td>特記仕様書</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>32</td><td>工事毎に必要な資料</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>33</td><td>図面</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>図面目録は不要</td></tr> <tr><td>34</td><td>見積依頼書、見積書</td><td>△</td><td></td><td>△</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 見積単価を採用する場合は、起案書を含め添付する。 ※ 各種計算書(委託は算出根拠)については、必要な場合は金抜設計書へ添付することができる。 ※ 金抜き設計書における位置図は、単価表の後(特記仕様書の前)にすることができる。 ※ 公営企業繰出金、補助金・交付金等を算出するため、これまで添付していた「案分表」については、各自保管とし、添付しない。</p>	添付順	書類名	当初		変更		出力システム	備考	金入	金抜	金入	金抜	1	起工兼入札(見積)執行伺	○				財務会計		2	設計変更兼変更契約締結伺			○		財務会計		3	予算内示書(予算配当替決定通知書)	○		△				4	設計図書【起工時】チェックリスト	○						5	入札連絡表	○						6	工事費内訳明細書	△					工事のみ添付	7	一般競争入札参加資格設定決定書	△					一般競争入札の場合	8	指名業者等選定決定書	△					指名競争入札(随意契約)の場合	9	随意契約確認表	△					随意契約の場合	10	随意契約の理由書	△					随意契約の場合	11	コスト、工期比較表	△					随意契約の場合	12	学識経験者意見聴取書(写し)	△					総合評価方式の場合	13	評価項目及び評価基準に係る定義	△					総合評価方式の場合	14	変更理由書			○				15	位置図	○	○	○				16	工程表及び工期算出資料	○		○			委託は工程表のみ	17	予定価格書	○						18	設計書鑑	○	○	○	○	積算システム		19	積算書	○	○	○	○	積算システム		20	総括表	△	△	△	△	積算システム	工種又は工区が複数ある場合	21	本工事費内訳書	○	○	○	○	積算システム		22	諸経費計算確認書	○		○		積算システム		23	諸経費計算表	△		△		積算システム	諸経費を按分する場合	24	明細書	○	○	○	○	積算システム		25	代価表	△	△	△	△	積算システム		26	単価表	○	○	○	○	積算システム		27	各種計算書(数量計算、構造計算等)	○	△	○	△		委託は算出根拠とする	28	産業廃棄物処理場単価比較表	△		△				29	ローカルマスター一覧表	△		△		積算システム		30	採用単価表(物価資料、見積単価(又は歩掛)表)	△		△			該当ある場合	31	特記仕様書	○	○	○	○			32	工事毎に必要な資料	△	△	△	△			33	図面	○	○	○	○		図面目録は不要	34	見積依頼書、見積書	△		△				<p>第16節 設計書作成における添付書類</p> <p>設計書を作成するにあたり添付する書類については、表1を参考とし取りまとめる。</p> <p>表1 工事・業務委託設計書作成における添付書類 ○:原則添付、△:該当する場合添付</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">添付順</th> <th rowspan="2">書類名</th> <th colspan="2">当初</th> <th colspan="2">変更</th> <th rowspan="2">出力システム</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>金入</th> <th>金抜</th> <th>金入</th> <th>金抜</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>起工兼入札(見積)執行伺</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>財務会計</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>設計変更兼変更契約締結伺</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td>財務会計</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>予算内示書(予算配当替決定通知書)</td><td>○</td><td></td><td>△</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>設計図書【起工時】チェックリスト</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>入札連絡表</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>一般競争入札参加資格設定決定書</td><td>△</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>一般競争入札の場合</td></tr> <tr><td>7</td><td>指名業者等選定決定書</td><td>△</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>指名競争入札(随意契約)の場合</td></tr> <tr><td>8</td><td>随意契約確認表</td><td>△</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>随意契約の場合</td></tr> <tr><td>9</td><td>随意契約の理由書</td><td>△</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>随意契約の場合</td></tr> <tr><td>10</td><td>コスト、工期比較表</td><td>△</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>随意契約の場合</td></tr> <tr><td>11</td><td>変更理由書</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>位置図</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>工程表及び工期算出資料</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>委託は工程表のみ</td></tr> <tr><td>14</td><td>按分表</td><td>△</td><td></td><td>△</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>予定価格書</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>設計書鑑</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>積算システム</td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td>積算書</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>積算システム</td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>総括表</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>積算システム</td><td>工種が複数ある場合</td></tr> <tr><td>19</td><td>本工事費内訳書</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>積算システム</td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>諸経費計算確認書</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td>積算システム</td><td></td></tr> <tr><td>21</td><td>諸経費計算表</td><td>△</td><td></td><td>△</td><td></td><td>積算システム</td><td>諸経費を按分する場合</td></tr> <tr><td>22</td><td>明細書</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>積算システム</td><td></td></tr> <tr><td>23</td><td>代価表</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>積算システム</td><td></td></tr> <tr><td>24</td><td>単価表</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>積算システム</td><td></td></tr> <tr><td>25</td><td>各種計算書(数量計算、構造計算等)</td><td>○</td><td>△</td><td>○</td><td>△</td><td></td><td>委託は算出根拠とする</td></tr> <tr><td>26</td><td>産業廃棄物処理場単価比較表</td><td>△</td><td></td><td>△</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>27</td><td>ローカルマスター一覧表</td><td>△</td><td></td><td>△</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>28</td><td>採用単価表(物価資料、見積単価(又は歩掛)表)</td><td>△</td><td></td><td>△</td><td></td><td></td><td>該当ある場合</td></tr> <tr><td>29</td><td>特記仕様書</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>30</td><td>工事毎に必要な資料</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>31</td><td>図面</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>図面目録を添付</td></tr> <tr><td>32</td><td>見積依頼書、見積書</td><td>△</td><td></td><td>△</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 見積単価を採用する場合は、起案書を含め添付する。 ※ 各種計算書(委託は算出根拠)については、必要な場合は金抜設計書へ添付することができる。 ※ 金抜き設計書における位置図は、単価表の後(特記仕様書の前)にすることができる。</p>	添付順	書類名	当初		変更		出力システム	備考	金入	金抜	金入	金抜	1	起工兼入札(見積)執行伺	○				財務会計		2	設計変更兼変更契約締結伺			○		財務会計		3	予算内示書(予算配当替決定通知書)	○		△				4	設計図書【起工時】チェックリスト	○						5	入札連絡表	○						6	一般競争入札参加資格設定決定書	△					一般競争入札の場合	7	指名業者等選定決定書	△					指名競争入札(随意契約)の場合	8	随意契約確認表	△					随意契約の場合	9	随意契約の理由書	△					随意契約の場合	10	コスト、工期比較表	△					随意契約の場合	11	変更理由書			○				12	位置図	○	○	○				13	工程表及び工期算出資料	○		○			委託は工程表のみ	14	按分表	△		△				15	予定価格書	○						16	設計書鑑	○	○	○	○	積算システム		17	積算書	○	○	○	○	積算システム		18	総括表	△	△	△	△	積算システム	工種が複数ある場合	19	本工事費内訳書	○	○	○	○	積算システム		20	諸経費計算確認書	○		○		積算システム		21	諸経費計算表	△		△		積算システム	諸経費を按分する場合	22	明細書	○	○	○	○	積算システム		23	代価表	△	△	△	△	積算システム		24	単価表	○	○	○	○	積算システム		25	各種計算書(数量計算、構造計算等)	○	△	○	△		委託は算出根拠とする	26	産業廃棄物処理場単価比較表	△		△				27	ローカルマスター一覧表	△		△				28	採用単価表(物価資料、見積単価(又は歩掛)表)	△		△			該当ある場合	29	特記仕様書	○	○	○	○			30	工事毎に必要な資料	△	△	△	△			31	図面	○	○	○	○		図面目録を添付	32	見積依頼書、見積書	△		△			
添付順	書類名			当初		変更				出力システム	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		金入	金抜	金入	金抜																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1	起工兼入札(見積)執行伺	○				財務会計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2	設計変更兼変更契約締結伺			○		財務会計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3	予算内示書(予算配当替決定通知書)	○		△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
4	設計図書【起工時】チェックリスト	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
5	入札連絡表	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
6	工事費内訳明細書	△					工事のみ添付																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
7	一般競争入札参加資格設定決定書	△					一般競争入札の場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
8	指名業者等選定決定書	△					指名競争入札(随意契約)の場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
9	随意契約確認表	△					随意契約の場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
10	随意契約の理由書	△					随意契約の場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
11	コスト、工期比較表	△					随意契約の場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
12	学識経験者意見聴取書(写し)	△					総合評価方式の場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
13	評価項目及び評価基準に係る定義	△					総合評価方式の場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
14	変更理由書			○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
15	位置図	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
16	工程表及び工期算出資料	○		○			委託は工程表のみ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
17	予定価格書	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
18	設計書鑑	○	○	○	○	積算システム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
19	積算書	○	○	○	○	積算システム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
20	総括表	△	△	△	△	積算システム	工種又は工区が複数ある場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
21	本工事費内訳書	○	○	○	○	積算システム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
22	諸経費計算確認書	○		○		積算システム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
23	諸経費計算表	△		△		積算システム	諸経費を按分する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
24	明細書	○	○	○	○	積算システム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
25	代価表	△	△	△	△	積算システム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
26	単価表	○	○	○	○	積算システム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
27	各種計算書(数量計算、構造計算等)	○	△	○	△		委託は算出根拠とする																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
28	産業廃棄物処理場単価比較表	△		△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29	ローカルマスター一覧表	△		△		積算システム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
30	採用単価表(物価資料、見積単価(又は歩掛)表)	△		△			該当ある場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
31	特記仕様書	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
32	工事毎に必要な資料	△	△	△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
33	図面	○	○	○	○		図面目録は不要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
34	見積依頼書、見積書	△		△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
添付順	書類名	当初		変更		出力システム	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		金入	金抜	金入	金抜																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1	起工兼入札(見積)執行伺	○				財務会計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2	設計変更兼変更契約締結伺			○		財務会計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3	予算内示書(予算配当替決定通知書)	○		△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
4	設計図書【起工時】チェックリスト	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
5	入札連絡表	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
6	一般競争入札参加資格設定決定書	△					一般競争入札の場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
7	指名業者等選定決定書	△					指名競争入札(随意契約)の場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
8	随意契約確認表	△					随意契約の場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
9	随意契約の理由書	△					随意契約の場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
10	コスト、工期比較表	△					随意契約の場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
11	変更理由書			○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
12	位置図	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
13	工程表及び工期算出資料	○		○			委託は工程表のみ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
14	按分表	△		△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
15	予定価格書	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
16	設計書鑑	○	○	○	○	積算システム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
17	積算書	○	○	○	○	積算システム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
18	総括表	△	△	△	△	積算システム	工種が複数ある場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
19	本工事費内訳書	○	○	○	○	積算システム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
20	諸経費計算確認書	○		○		積算システム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
21	諸経費計算表	△		△		積算システム	諸経費を按分する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
22	明細書	○	○	○	○	積算システム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
23	代価表	△	△	△	△	積算システム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
24	単価表	○	○	○	○	積算システム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
25	各種計算書(数量計算、構造計算等)	○	△	○	△		委託は算出根拠とする																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
26	産業廃棄物処理場単価比較表	△		△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
27	ローカルマスター一覧表	△		△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
28	採用単価表(物価資料、見積単価(又は歩掛)表)	△		△			該当ある場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
29	特記仕様書	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
30	工事毎に必要な資料	△	△	△	△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
31	図面	○	○	○	○		図面目録を添付																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
32	見積依頼書、見積書	△		△																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和8年4月1日一部改定)

現行版 頁番号	新(改定後)	旧(現行)
水道施設 積算基準 2.19-1	<p>第19節 週休2日の取得に要する費用の積算</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼ 1 実務必携を適用した工事は、実務必携 第一編 請負工事標準歩掛 第1章 第2節 1-2-8「週休2日工事に要する費用の積算」に準じる。 ▼ 2 実務必携以外を適用した工事は、「いわき市週休2日確保工事実施要領」に準じる。 なお、下水道用設計標準歩掛表のポンプ場・処理場施設(機械・電気設備)を適用した工事は、「下水道用設計積算要領 ポンプ場・処理場施設(機械・電気設備)編」に記載されている「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)」(R2.3.25付 国地契第51号 国官技第375号)に準じる。 	<p>第19節 週休2日工事に要する費用の積算</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼ 1 実務必携を適用した工事は、実務必携 第一編 請負工事標準歩掛 第1章 第2節 1-2-8「週休2日工事に要する費用の積算」に準じる。 ▼ 2 実務必携以外を適用した工事は、「いわき市週休2日確保工事実施要領」に準じる。 なお、下水道用設計標準歩掛表のポンプ場・処理場施設(機械・電気設備)を適用した工事は、「下水道用設計積算要領 ポンプ場・処理場施設(機械・電気設備)編」に記載されている「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)」(R2.3.25付 国地契第51号 国官技第375号)に準じる。

水道施設積算基準(令和8年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)			旧 (現 行)																																								
積算基準 第3章 第3節 2 3.3-2	2 鑄鉄管布設工			2 鑄鉄管布設工																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>適 用 歩 掛</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鑄鉄管吊込み据付 (機械力)</td> <td>実務必携 2-3-1</td> <td>20m程度の現場内小運搬を含む。</td> </tr> <tr> <td>鑄鉄管吊込み据付 (人力)</td> <td>実務必携 2-3-2</td> <td>20m程度の現場内小運搬を含む。</td> </tr> <tr> <td>メカニカル継手</td> <td>実務必携 2-3-3</td> <td> 1.モルタル充填工はU, UF, LUF, US形継手のみ加算する。モルタル配合は1:1を標準とする。 2.NS形(継輪φ75~250)(異形管φ300~450), US, UF, LUF, KF形等の離脱防止継手は本歩掛に30%を上限として割増することができる。 3.特殊押輪を使用する場合は、参考資料 9 (1)「メカニカル継手における特殊押輪の補正」を参照のこと。 4.非耐震継手の外周から設置する耐震型補強金具を使用する場合は、本歩掛に35%を割増することができる。 5.接合工事を本体工事に含まない場合(分離発注)の歩掛は別途算出すること。 6.諸雑費には、滑剤、接合器具損料を含む。 </td> </tr> <tr> <td>伸縮可とう管設置(鑄鉄製)</td> <td>実務必携 2-3-4</td> <td> 1.継手接合工は別途計上する。 2.諸雑費には、付属品取外し工具損料を含む。 </td> </tr> <tr> <td>フランジ継手</td> <td>実務必携 2-3-5</td> <td> 1.鑄鉄管、鋼管ともに適用する。 2.鋼管の場合、JWWA7.5KはF12、JWWA10KはF15と読み替える。 3.管の小運搬及び据付は含まない。 4.諸雑費には、接合器具損料を含む。 5.口径1100mm以下のフランジ継手の接合時に、耐震型補強金具を同時に設置する場合、本歩掛に70%を割増することができる。なお、口径1100mmを超える口径については、別途考慮すること。 6.口径1100mm以下の既設フランジ継手へ耐震型補強金具を設置する場合、本歩掛の70%を計上することができる。また、同時に既設フランジボルトを取り替える場合の既設管のボルト取替費は、下記の計算式にて算出することができる。 取替ボルト数(本)/本表のボルト数(本)×本歩掛 </td> </tr> <tr> <td>T形継手</td> <td>実務必携 2-3-6</td> <td> 1.特殊押輪、離脱防止金具を使用する場合は、本歩掛に30%を割増とする。 2.諸雑費には、滑剤、接合器具損料を含む。 </td> </tr> </tbody> </table>	工 種	適 用 歩 掛	備 考	鑄鉄管吊込み据付 (機械力)	実務必携 2-3-1	20m程度の現場内小運搬を含む。	鑄鉄管吊込み据付 (人力)	実務必携 2-3-2	20m程度の現場内小運搬を含む。	メカニカル継手	実務必携 2-3-3	1.モルタル充填工はU, UF, LUF, US形継手のみ加算する。モルタル配合は1:1を標準とする。 2.NS形(継輪φ75~250)(異形管φ300~450), US, UF, LUF, KF形等の離脱防止継手は本歩掛に30%を上限として割増することができる。 3.特殊押輪を使用する場合は、参考資料 9 (1)「メカニカル継手における特殊押輪の補正」を参照のこと。 4.非耐震継手の外周から設置する耐震型補強金具を使用する場合は、本歩掛に35%を割増することができる。 5.接合工事を本体工事に含まない場合(分離発注)の歩掛は別途算出すること。 6.諸雑費には、滑剤、接合器具損料を含む。	伸縮可とう管設置(鑄鉄製)	実務必携 2-3-4	1.継手接合工は別途計上する。 2.諸雑費には、付属品取外し工具損料を含む。	フランジ継手	実務必携 2-3-5	1.鑄鉄管、鋼管ともに適用する。 2.鋼管の場合、JWWA7.5KはF12、JWWA10KはF15と読み替える。 3.管の小運搬及び据付は含まない。 4.諸雑費には、接合器具損料を含む。 5.口径1100mm以下のフランジ継手の接合時に、耐震型補強金具を同時に設置する場合、本歩掛に70%を割増することができる。なお、口径1100mmを超える口径については、別途考慮すること。 6.口径1100mm以下の既設フランジ継手へ耐震型補強金具を設置する場合、本歩掛の70%を計上することができる。また、同時に既設フランジボルトを取り替える場合の既設管のボルト取替費は、下記の計算式にて算出することができる。 取替ボルト数(本)/本表のボルト数(本)×本歩掛	T形継手	実務必携 2-3-6	1.特殊押輪、離脱防止金具を使用する場合は、本歩掛に30%を割増とする。 2.諸雑費には、滑剤、接合器具損料を含む。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>適 用 歩 掛</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鑄鉄管吊込み据付 (機械力)</td> <td>実務必携 2-3-1</td> <td>20m程度の現場内小運搬を含む。</td> </tr> <tr> <td>鑄鉄管吊込み据付 (人力)</td> <td>実務必携 2-3-2</td> <td>20m程度の現場内小運搬を含む。</td> </tr> <tr> <td>メカニカル継手</td> <td>実務必携 2-3-3</td> <td> 1.モルタル充填工はU, UF, LUF, US形継手のみ加算する。モルタル配合は1:1を標準とする。 2.NS形(継輪φ75~250)(異形管φ300~450), US, UF, LUF, KF形等の離脱防止継手は本歩掛に30%を上限として割増することができる。 3.特殊押輪を使用する場合は、参考資料 9 (1)「メカニカル継手における特殊押輪の補正」を参照のこと。 4.非耐震継手の外周から設置する耐震型補強金具を使用する場合は、本歩掛に35%を割増することができる。 5.接合工事を本体工事に含まない場合(分離発注)の歩掛は別途算出すること。 6.諸雑費には、滑剤、接合器具損料を含む。 </td> </tr> <tr> <td>伸縮可とう管設置(鑄鉄製)</td> <td>実務必携 2-3-4</td> <td> 1.継手接合工は別途計上する。 2.諸雑費には、付属品取外し工具損料を含む。 </td> </tr> <tr> <td>フランジ継手</td> <td>実務必携 2-3-5</td> <td> 1.鑄鉄管、鋼管ともに適用する。 2.鋼管の場合、JWWA7.5KはF12、JWWA10KはF15と読み替える。 3.管の小運搬及び据付は含まない。 4.諸雑費には、接合器具損料を含む。 </td> </tr> <tr> <td>T形継手</td> <td>実務必携 2-3-6</td> <td> 1.特殊押輪、離脱防止金具を使用する場合は、本歩掛に30%を割増とする。 2.諸雑費には、滑剤、接合器具損料を含む。 </td> </tr> </tbody> </table>	工 種	適 用 歩 掛	備 考	鑄鉄管吊込み据付 (機械力)	実務必携 2-3-1	20m程度の現場内小運搬を含む。	鑄鉄管吊込み据付 (人力)	実務必携 2-3-2	20m程度の現場内小運搬を含む。	メカニカル継手	実務必携 2-3-3	1.モルタル充填工はU, UF, LUF, US形継手のみ加算する。モルタル配合は1:1を標準とする。 2.NS形(継輪φ75~250)(異形管φ300~450), US, UF, LUF, KF形等の離脱防止継手は本歩掛に30%を上限として割増することができる。 3.特殊押輪を使用する場合は、参考資料 9 (1)「メカニカル継手における特殊押輪の補正」を参照のこと。 4.非耐震継手の外周から設置する耐震型補強金具を使用する場合は、本歩掛に35%を割増することができる。 5.接合工事を本体工事に含まない場合(分離発注)の歩掛は別途算出すること。 6.諸雑費には、滑剤、接合器具損料を含む。	伸縮可とう管設置(鑄鉄製)	実務必携 2-3-4	1.継手接合工は別途計上する。 2.諸雑費には、付属品取外し工具損料を含む。	フランジ継手	実務必携 2-3-5	1.鑄鉄管、鋼管ともに適用する。 2.鋼管の場合、JWWA7.5KはF12、JWWA10KはF15と読み替える。 3.管の小運搬及び据付は含まない。 4.諸雑費には、接合器具損料を含む。	T形継手	実務必携 2-3-6	1.特殊押輪、離脱防止金具を使用する場合は、本歩掛に30%を割増とする。 2.諸雑費には、滑剤、接合器具損料を含む。
	工 種	適 用 歩 掛	備 考																																									
	鑄鉄管吊込み据付 (機械力)	実務必携 2-3-1	20m程度の現場内小運搬を含む。																																									
	鑄鉄管吊込み据付 (人力)	実務必携 2-3-2	20m程度の現場内小運搬を含む。																																									
メカニカル継手	実務必携 2-3-3	1.モルタル充填工はU, UF, LUF, US形継手のみ加算する。モルタル配合は1:1を標準とする。 2.NS形(継輪φ75~250)(異形管φ300~450), US, UF, LUF, KF形等の離脱防止継手は本歩掛に30%を上限として割増することができる。 3.特殊押輪を使用する場合は、参考資料 9 (1)「メカニカル継手における特殊押輪の補正」を参照のこと。 4.非耐震継手の外周から設置する耐震型補強金具を使用する場合は、本歩掛に35%を割増することができる。 5.接合工事を本体工事に含まない場合(分離発注)の歩掛は別途算出すること。 6.諸雑費には、滑剤、接合器具損料を含む。																																										
伸縮可とう管設置(鑄鉄製)	実務必携 2-3-4	1.継手接合工は別途計上する。 2.諸雑費には、付属品取外し工具損料を含む。																																										
フランジ継手	実務必携 2-3-5	1.鑄鉄管、鋼管ともに適用する。 2.鋼管の場合、JWWA7.5KはF12、JWWA10KはF15と読み替える。 3.管の小運搬及び据付は含まない。 4.諸雑費には、接合器具損料を含む。 5.口径1100mm以下のフランジ継手の接合時に、耐震型補強金具を同時に設置する場合、本歩掛に70%を割増することができる。なお、口径1100mmを超える口径については、別途考慮すること。 6.口径1100mm以下の既設フランジ継手へ耐震型補強金具を設置する場合、本歩掛の70%を計上することができる。また、同時に既設フランジボルトを取り替える場合の既設管のボルト取替費は、下記の計算式にて算出することができる。 取替ボルト数(本)/本表のボルト数(本)×本歩掛																																										
T形継手	実務必携 2-3-6	1.特殊押輪、離脱防止金具を使用する場合は、本歩掛に30%を割増とする。 2.諸雑費には、滑剤、接合器具損料を含む。																																										
工 種	適 用 歩 掛	備 考																																										
鑄鉄管吊込み据付 (機械力)	実務必携 2-3-1	20m程度の現場内小運搬を含む。																																										
鑄鉄管吊込み据付 (人力)	実務必携 2-3-2	20m程度の現場内小運搬を含む。																																										
メカニカル継手	実務必携 2-3-3	1.モルタル充填工はU, UF, LUF, US形継手のみ加算する。モルタル配合は1:1を標準とする。 2.NS形(継輪φ75~250)(異形管φ300~450), US, UF, LUF, KF形等の離脱防止継手は本歩掛に30%を上限として割増することができる。 3.特殊押輪を使用する場合は、参考資料 9 (1)「メカニカル継手における特殊押輪の補正」を参照のこと。 4.非耐震継手の外周から設置する耐震型補強金具を使用する場合は、本歩掛に35%を割増することができる。 5.接合工事を本体工事に含まない場合(分離発注)の歩掛は別途算出すること。 6.諸雑費には、滑剤、接合器具損料を含む。																																										
伸縮可とう管設置(鑄鉄製)	実務必携 2-3-4	1.継手接合工は別途計上する。 2.諸雑費には、付属品取外し工具損料を含む。																																										
フランジ継手	実務必携 2-3-5	1.鑄鉄管、鋼管ともに適用する。 2.鋼管の場合、JWWA7.5KはF12、JWWA10KはF15と読み替える。 3.管の小運搬及び据付は含まない。 4.諸雑費には、接合器具損料を含む。																																										
T形継手	実務必携 2-3-6	1.特殊押輪、離脱防止金具を使用する場合は、本歩掛に30%を割増とする。 2.諸雑費には、滑剤、接合器具損料を含む。																																										

水道施設積算基準(令和8年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)			旧 (現 行)		
積算基準 第3章 第3節 2 3.3-3	GX形継手接合 (φ75~450)	実務必携 2-3-8	1.P-Linkの切管部への接合は、直管部接合に30%割増する。 2.G-Linkを用いた異形管の接合は、異形管部接合に60%割増する。 3.φ75~300のP-Linkを用いた直管の接合(1口)は、「直管の接合」(1口)と「P-Linkの切管部への接合」(1口)を計上する。 4.ライナを含む継手の接合にも適用する。 5.諸雑費には、滑剤、接合器具損料を含む。	GX形継手接合	実務必携 2-3-8	1.P-Linkの切管部への接合は、直管部接合に30%割増する。 2.G-Linkを用いた異形管の接合は、異形管部接合に60%割増する。 3.φ75~300のP-Linkを用いた直管の接合(1口)は、「直管の接合」(1口)と「P-Linkの切管部への接合」(1口)を計上する。 4.ライナを含む継手の接合にも適用する。 5.諸雑費には、滑剤、接合器具損料を含む。
	GX形継手接合 (φ500~1000)	実務必携 2-3-8	1.ライナを含む継手の接合は、20%割増する。 2.諸雑費には、滑剤、接合器具損料を含む。			

水道施設積算基準(令和8年4月1日) 新旧対照表

現行版 頁番号	新 (改 定 後)	旧 (現 行)																																																																																																																																														
水道施設 積算基準 3.3-6	<p>3 鋼管布設工 (3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>適 用 歩 掛</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>超音波検査</td> <td>実務必携 2-4-10</td> <td>1. 技術管理費に積上げ計上する。 2. 超音波検査はX線検査が適さない箇所に適用する。 3. 1箇所当りの検査長は、30cmとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 超音波検査箇所数は(溶接口数×10%×1口当り検査箇所数)とする。 なお、検査箇所数は現場状況を勘案して増減することができる。 </td> </tr> <tr> <td>1口当り 検査箇所数</td> <td>900mm以下 1,000mm以上</td> <td>1箇所 2箇所</td> </tr> <tr> <td>防凍工 ポリスチレンフォーム保温筒 ステンスラッキング</td> <td>実務必携 2-4-11</td> <td>1. 外気温-5℃、初期水温2℃、放置(静止)時間8時間の場合の防凍工であり、気温条件等により適用できない場合は、別途考慮する。 2. 弁類(空気弁を含む)は別途算出する。</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	適 用 歩 掛	備 考	超音波検査	実務必携 2-4-10	1. 技術管理費に積上げ計上する。 2. 超音波検査はX線検査が適さない箇所に適用する。 3. 1箇所当りの検査長は、30cmとする。	超音波検査箇所数は(溶接口数×10%×1口当り検査箇所数)とする。 なお、検査箇所数は現場状況を勘案して増減することができる。			1口当り 検査箇所数	900mm以下 1,000mm以上	1箇所 2箇所	防凍工 ポリスチレンフォーム保温筒 ステンスラッキング	実務必携 2-4-11	1. 外気温-5℃、初期水温2℃、放置(静止)時間8時間の場合の防凍工であり、気温条件等により適用できない場合は、別途考慮する。 2. 弁類(空気弁を含む)は別途算出する。	<p>3 鋼管布設工 (3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>適 用 歩 掛</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>超音波検査</td> <td>実務必携 2-4-10</td> <td>1. 技術管理費に積上げ計上する。 2. 超音波検査はX線検査が適さない箇所に適用する。 3. 1箇所当りの検査長は、30cmとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 超音波検査箇所数は(溶接口数×10%×1口当り検査箇所数)とする。 なお、検査箇所数は現場状況を勘案して増減することができる。 </td> </tr> <tr> <td>1口当り 検査箇所数</td> <td>900mm以下 1,000mm以上</td> <td>1箇所 2箇所</td> </tr> <tr> <td>防凍工 ポリスチレンフォーム保温筒 ステンスラッキング</td> <td>実務必携 2-4-11</td> <td>1. 外気温-5℃、初期水温2℃、放置(静止)時間8時間の場合の防凍工であり、気温条件等により適用できない場合は、別途考慮する。 2. 弁類(空気弁を含む)は別途算出する。</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	適 用 歩 掛	備 考	超音波検査	実務必携 2-4-10	1. 技術管理費に積上げ計上する。 2. 超音波検査はX線検査が適さない箇所に適用する。 3. 1箇所当りの検査長は、30cmとする。	超音波検査箇所数は(溶接口数×10%×1口当り検査箇所数)とする。 なお、検査箇所数は現場状況を勘案して増減することができる。			1口当り 検査箇所数	900mm以下 1,000mm以上	1箇所 2箇所	防凍工 ポリスチレンフォーム保温筒 ステンスラッキング	実務必携 2-4-11	1. 外気温-5℃、初期水温2℃、放置(静止)時間8時間の場合の防凍工であり、気温条件等により適用できない場合は、別途考慮する。 2. 弁類(空気弁を含む)は別途算出する。																																																																																																																
	工 種	適 用 歩 掛	備 考																																																																																																																																													
	超音波検査	実務必携 2-4-10	1. 技術管理費に積上げ計上する。 2. 超音波検査はX線検査が適さない箇所に適用する。 3. 1箇所当りの検査長は、30cmとする。																																																																																																																																													
	超音波検査箇所数は(溶接口数×10%×1口当り検査箇所数)とする。 なお、検査箇所数は現場状況を勘案して増減することができる。																																																																																																																																															
1口当り 検査箇所数	900mm以下 1,000mm以上	1箇所 2箇所																																																																																																																																														
防凍工 ポリスチレンフォーム保温筒 ステンスラッキング	実務必携 2-4-11	1. 外気温-5℃、初期水温2℃、放置(静止)時間8時間の場合の防凍工であり、気温条件等により適用できない場合は、別途考慮する。 2. 弁類(空気弁を含む)は別途算出する。																																																																																																																																														
工 種	適 用 歩 掛	備 考																																																																																																																																														
超音波検査	実務必携 2-4-10	1. 技術管理費に積上げ計上する。 2. 超音波検査はX線検査が適さない箇所に適用する。 3. 1箇所当りの検査長は、30cmとする。																																																																																																																																														
超音波検査箇所数は(溶接口数×10%×1口当り検査箇所数)とする。 なお、検査箇所数は現場状況を勘案して増減することができる。																																																																																																																																																
1口当り 検査箇所数	900mm以下 1,000mm以上	1箇所 2箇所																																																																																																																																														
防凍工 ポリスチレンフォーム保温筒 ステンスラッキング	実務必携 2-4-11	1. 外気温-5℃、初期水温2℃、放置(静止)時間8時間の場合の防凍工であり、気温条件等により適用できない場合は、別途考慮する。 2. 弁類(空気弁を含む)は別途算出する。																																																																																																																																														
	<p>4 硬質塩化ビニル管布設工 (1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>適 用 歩 掛</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬質塩化ビニル管布設 据付工 TS継手工 RR継手工</td> <td>実務必携 2-5-1</td> <td>1. 20m程度の現場内小運搬を含む。 2. RRロング受口管の据付工、RRロング継手工歩掛は本表の据付工・RR継手工歩掛と同等とする。 3. 離脱防止金具を使用する場合はRR継手工の歩掛に30%を割増する。 4. TS継手工において1口の場合は本表の50%とする。 5. 据付工には、管明示テープの天端貼付を含む。</td> </tr> <tr> <td>塩化ビニル管用鋳鉄異形管 カナル継手工 【ポリエチレン管(カナル継手)布設 継手工】を準用</td> <td>実務必携 2-6-3</td> <td>1. 塩ビ管用鋳鉄異形管のカナル継手工(自動ロック式)に適用する。 2. 離脱防止金具が外付けの場合は、鋳鉄管布設工カナル継手(2-3-3)を適用する。</td> </tr> <tr> <td>硬質塩化ビニル管用 鋳鉄異形管被覆</td> <td>実務必携 2-5-2</td> <td>1. 雑材料は、スリーブを損傷した場合の補修用スリーブ及びスリーブ切断用カッターの費用である。 2. φ50mmについては、φ75mmの歩掛を適用する。 ※計上する材料及び実際の施工もφ75mm用とする。 3. 「実務必携」に基づく1箇所当り2重巻きの歩掛である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>1箇所当り 歩掛表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>管径 (mm)</th> <th>ポリエチレンスリーブ (m)</th> <th>粘着テープ (m)</th> <th>雑材料</th> <th>普通作業員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">T字管 (バルブ含む)</td> <td>75</td> <td>1.00</td> <td>3.40</td> <td rowspan="12">材料費 の2%</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>1.20</td> <td>4.60</td> <td>0.07</td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>1.40</td> <td>5.30</td> <td>0.07</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>1.60</td> <td>6.40</td> <td>0.08</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">片落管</td> <td>75</td> <td>0.60</td> <td>2.20</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>0.70</td> <td>3.00</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>0.90</td> <td>3.50</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>1.00</td> <td>4.30</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">フランジ短管ジョイント類 (離脱防止金具含む)</td> <td>75</td> <td>0.40</td> <td>1.70</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>0.40</td> <td>2.30</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>0.50</td> <td>2.60</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td></td> <td>150</td> <td>0.50</td> <td>3.20</td> <td>0.04</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	適 用 歩 掛	備 考	硬質塩化ビニル管布設 据付工 TS継手工 RR継手工	実務必携 2-5-1	1. 20m程度の現場内小運搬を含む。 2. RRロング受口管の据付工、RRロング継手工歩掛は本表の据付工・RR継手工歩掛と同等とする。 3. 離脱防止金具を使用する場合はRR継手工の歩掛に30%を割増する。 4. TS継手工において1口の場合は本表の50%とする。 5. 据付工には、管明示テープの天端貼付を含む。	塩化ビニル管用鋳鉄異形管 カナル継手工 【ポリエチレン管(カナル継手)布設 継手工】を準用	実務必携 2-6-3	1. 塩ビ管用鋳鉄異形管のカナル継手工(自動ロック式)に適用する。 2. 離脱防止金具が外付けの場合は、鋳鉄管布設工カナル継手(2-3-3)を適用する。	硬質塩化ビニル管用 鋳鉄異形管被覆	実務必携 2-5-2	1. 雑材料は、スリーブを損傷した場合の補修用スリーブ及びスリーブ切断用カッターの費用である。 2. φ50mmについては、φ75mmの歩掛を適用する。 ※計上する材料及び実際の施工もφ75mm用とする。 3. 「実務必携」に基づく1箇所当り2重巻きの歩掛である。	種別	管径 (mm)	ポリエチレンスリーブ (m)	粘着テープ (m)	雑材料	普通作業員 (人)	T字管 (バルブ含む)	75	1.00	3.40	材料費 の2%	0.06	100	1.20	4.60	0.07	125	1.40	5.30	0.07	150	1.60	6.40	0.08	片落管	75	0.60	2.20	0.04	100	0.70	3.00	0.04	125	0.90	3.50	0.04	150	1.00	4.30	0.05	フランジ短管ジョイント類 (離脱防止金具含む)	75	0.40	1.70	0.03	100	0.40	2.30	0.03	125	0.50	2.60	0.03		150	0.50	3.20	0.04	<p>4 硬質塩化ビニル管布設工 (1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>適 用 歩 掛</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬質塩化ビニル管布設 据付工 TS継手工 RR継手工</td> <td>実務必携 2-5-1</td> <td>1. 20m程度の現場内小運搬を含む。 2. RRロング受口管の据付工、RRロング継手工歩掛は本表の据付工・RR継手工歩掛と同等とする。 3. 離脱防止金具を使用する場合はRR継手工の歩掛に30%を割増する。 4. TS継手工において1口の場合は本表の50%とする。 5. 据付工には、管明示テープの天端貼付を含む。</td> </tr> <tr> <td>塩化ビニル管用鋳鉄異形管 カナル継手工 【ポリエチレン管(カナル継手)布設 継手工】を準用</td> <td>実務必携 2-6-3</td> <td>1. 塩ビ管用鋳鉄異形管のカナル継手工(自動ロック式)に適用する。 2. 離脱防止金具が外付けの場合は、鋳鉄管布設工カナル継手(2-3-3)を適用する。</td> </tr> <tr> <td>硬質塩化ビニル管用 鋳鉄異形管被覆</td> <td>実務必携 2-5-2</td> <td>1. 雑材料は、スリーブを損傷した場合の補修用スリーブ及びスリーブ切断用カッターの費用である。 2. φ50mmについては、φ75mmの歩掛を適用する。 3. 「実務必携」に基づく1箇所当り2重巻きの歩掛である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>1箇所当り 歩掛表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>管径 (mm)</th> <th>ポリエチレンスリーブ (m)</th> <th>粘着テープ (m)</th> <th>雑材料</th> <th>普通作業員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">T字管 (バルブ含む)</td> <td>75</td> <td>1.00</td> <td>3.40</td> <td rowspan="12">材料費 の2%</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>1.20</td> <td>4.60</td> <td>0.07</td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>1.40</td> <td>5.30</td> <td>0.07</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>1.60</td> <td>6.40</td> <td>0.08</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">片落管</td> <td>75</td> <td>0.60</td> <td>2.20</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>0.70</td> <td>3.00</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>0.90</td> <td>3.50</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>1.00</td> <td>4.30</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">フランジ短管ジョイント類 (離脱防止金具含む)</td> <td>75</td> <td>0.40</td> <td>1.70</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>0.40</td> <td>2.30</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>0.50</td> <td>2.60</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td></td> <td>150</td> <td>0.50</td> <td>3.20</td> <td>0.04</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	適 用 歩 掛	備 考	硬質塩化ビニル管布設 据付工 TS継手工 RR継手工	実務必携 2-5-1	1. 20m程度の現場内小運搬を含む。 2. RRロング受口管の据付工、RRロング継手工歩掛は本表の据付工・RR継手工歩掛と同等とする。 3. 離脱防止金具を使用する場合はRR継手工の歩掛に30%を割増する。 4. TS継手工において1口の場合は本表の50%とする。 5. 据付工には、管明示テープの天端貼付を含む。	塩化ビニル管用鋳鉄異形管 カナル継手工 【ポリエチレン管(カナル継手)布設 継手工】を準用	実務必携 2-6-3	1. 塩ビ管用鋳鉄異形管のカナル継手工(自動ロック式)に適用する。 2. 離脱防止金具が外付けの場合は、鋳鉄管布設工カナル継手(2-3-3)を適用する。	硬質塩化ビニル管用 鋳鉄異形管被覆	実務必携 2-5-2	1. 雑材料は、スリーブを損傷した場合の補修用スリーブ及びスリーブ切断用カッターの費用である。 2. φ50mmについては、φ75mmの歩掛を適用する。 3. 「実務必携」に基づく1箇所当り2重巻きの歩掛である。	種別	管径 (mm)	ポリエチレンスリーブ (m)	粘着テープ (m)	雑材料	普通作業員 (人)	T字管 (バルブ含む)	75	1.00	3.40	材料費 の2%	0.06	100	1.20	4.60	0.07	125	1.40	5.30	0.07	150	1.60	6.40	0.08	片落管	75	0.60	2.20	0.04	100	0.70	3.00	0.04	125	0.90	3.50	0.04	150	1.00	4.30	0.05	フランジ短管ジョイント類 (離脱防止金具含む)	75	0.40	1.70	0.03	100	0.40	2.30	0.03	125	0.50	2.60	0.03		150	0.50	3.20	0.04
工 種	適 用 歩 掛	備 考																																																																																																																																														
硬質塩化ビニル管布設 据付工 TS継手工 RR継手工	実務必携 2-5-1	1. 20m程度の現場内小運搬を含む。 2. RRロング受口管の据付工、RRロング継手工歩掛は本表の据付工・RR継手工歩掛と同等とする。 3. 離脱防止金具を使用する場合はRR継手工の歩掛に30%を割増する。 4. TS継手工において1口の場合は本表の50%とする。 5. 据付工には、管明示テープの天端貼付を含む。																																																																																																																																														
塩化ビニル管用鋳鉄異形管 カナル継手工 【ポリエチレン管(カナル継手)布設 継手工】を準用	実務必携 2-6-3	1. 塩ビ管用鋳鉄異形管のカナル継手工(自動ロック式)に適用する。 2. 離脱防止金具が外付けの場合は、鋳鉄管布設工カナル継手(2-3-3)を適用する。																																																																																																																																														
硬質塩化ビニル管用 鋳鉄異形管被覆	実務必携 2-5-2	1. 雑材料は、スリーブを損傷した場合の補修用スリーブ及びスリーブ切断用カッターの費用である。 2. φ50mmについては、φ75mmの歩掛を適用する。 ※計上する材料及び実際の施工もφ75mm用とする。 3. 「実務必携」に基づく1箇所当り2重巻きの歩掛である。																																																																																																																																														
種別	管径 (mm)	ポリエチレンスリーブ (m)	粘着テープ (m)	雑材料	普通作業員 (人)																																																																																																																																											
T字管 (バルブ含む)	75	1.00	3.40	材料費 の2%	0.06																																																																																																																																											
	100	1.20	4.60		0.07																																																																																																																																											
	125	1.40	5.30		0.07																																																																																																																																											
	150	1.60	6.40		0.08																																																																																																																																											
片落管	75	0.60	2.20		0.04																																																																																																																																											
	100	0.70	3.00		0.04																																																																																																																																											
	125	0.90	3.50		0.04																																																																																																																																											
	150	1.00	4.30		0.05																																																																																																																																											
フランジ短管ジョイント類 (離脱防止金具含む)	75	0.40	1.70		0.03																																																																																																																																											
	100	0.40	2.30		0.03																																																																																																																																											
	125	0.50	2.60		0.03																																																																																																																																											
	150	0.50	3.20		0.04																																																																																																																																											
工 種	適 用 歩 掛	備 考																																																																																																																																														
硬質塩化ビニル管布設 据付工 TS継手工 RR継手工	実務必携 2-5-1	1. 20m程度の現場内小運搬を含む。 2. RRロング受口管の据付工、RRロング継手工歩掛は本表の据付工・RR継手工歩掛と同等とする。 3. 離脱防止金具を使用する場合はRR継手工の歩掛に30%を割増する。 4. TS継手工において1口の場合は本表の50%とする。 5. 据付工には、管明示テープの天端貼付を含む。																																																																																																																																														
塩化ビニル管用鋳鉄異形管 カナル継手工 【ポリエチレン管(カナル継手)布設 継手工】を準用	実務必携 2-6-3	1. 塩ビ管用鋳鉄異形管のカナル継手工(自動ロック式)に適用する。 2. 離脱防止金具が外付けの場合は、鋳鉄管布設工カナル継手(2-3-3)を適用する。																																																																																																																																														
硬質塩化ビニル管用 鋳鉄異形管被覆	実務必携 2-5-2	1. 雑材料は、スリーブを損傷した場合の補修用スリーブ及びスリーブ切断用カッターの費用である。 2. φ50mmについては、φ75mmの歩掛を適用する。 3. 「実務必携」に基づく1箇所当り2重巻きの歩掛である。																																																																																																																																														
種別	管径 (mm)	ポリエチレンスリーブ (m)	粘着テープ (m)	雑材料	普通作業員 (人)																																																																																																																																											
T字管 (バルブ含む)	75	1.00	3.40	材料費 の2%	0.06																																																																																																																																											
	100	1.20	4.60		0.07																																																																																																																																											
	125	1.40	5.30		0.07																																																																																																																																											
	150	1.60	6.40		0.08																																																																																																																																											
片落管	75	0.60	2.20		0.04																																																																																																																																											
	100	0.70	3.00		0.04																																																																																																																																											
	125	0.90	3.50		0.04																																																																																																																																											
	150	1.00	4.30		0.05																																																																																																																																											
フランジ短管ジョイント類 (離脱防止金具含む)	75	0.40	1.70		0.03																																																																																																																																											
	100	0.40	2.30		0.03																																																																																																																																											
	125	0.50	2.60		0.03																																																																																																																																											
	150	0.50	3.20		0.04																																																																																																																																											

水道施設積算基準(令和8年4月1日) 新旧対照表

現行版 頁番号	新 (改 定 後)	旧 (現 行)																																																																																																																																																																																																																																																																												
水道施設 積算基準 3.3-8	<p style="text-align: center;">5 ポリエチレン管布設工 (1)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">工 種</th> <th style="width: 25%;">適 用 歩 掛</th> <th style="width: 50%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポリエチレン管布設 据付工 継手工</td> <td style="text-align: center;">実務必携 2-6-1</td> <td>1. 20m程度の現場内小運搬を含む。 2. 諸雑費には、接合器具損料を含む。</td> </tr> <tr> <td>ポリエチレン管 (融着接合) 布設 据付工 継手工</td> <td style="text-align: center;">実務必携 2-6-2</td> <td>1. 継手工は2口継手を標準とし、1口の場合は、歩掛の70%とする。 2. 20m程度の現場内小運搬を含む 3. 諸雑費には、機械器具損料及び消耗品を含む。</td> </tr> </tbody> </table> <p>材料別歩掛採用一覧</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>製品名</th> <th>呼び径</th> <th>口数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E F ソケット</td> <td>50~150</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2 口</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">標準 (1 箇所)</td> </tr> <tr> <td>E F チーズ</td> <td>50~100</td> </tr> <tr> <td>E F 両受ベンド</td> <td>50~150</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">1 口×2</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">1 口は標準の 7 0 %</td> </tr> <tr> <td>E F チーズ</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>E F 受口付直管</td> <td>50~150</td> </tr> <tr> <td>E F 片受ベンド</td> <td>50~150</td> </tr> <tr> <td>E F 片受レデューサ</td> <td>50~150</td> </tr> </tbody> </table> <p>配用水ポリエチレンパイプシステム協会HPより</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>ポリエチレン管 (融着継手) 布設 継手工</td> <td style="text-align: center;">実務必携 2-6-3</td> <td>1. 水道配用水用ポリエチレン管に使用する融着継手工に適用する。 2. 諸雑費には、接合器具損料を含む。</td> </tr> <tr> <td>管明示テープ</td> <td style="text-align: center;">実務必携 2-6-4</td> <td>1. 本歩掛は、胴巻きテープの貼付手間である。 2. 管天端のテープ貼付手間は、管据付工を含む。 3. 管明示テープの使用数量は、塩ビ管布設工 管明示テープと同様とする。(胴巻きは、1.5回重ね巻きとする。)</td> </tr> <tr> <td>配用水ポリエチレン管用 鋳鉄異形管被覆 (硬質塩化ビニル管用 鋳鉄異形管被覆準用)</td> <td style="text-align: center;">実務必携 2-5-2 準用</td> <td>1. 雑材料は、スリーブを損傷した場合の補修用スリーブ及びスリーブ切断用カッターの費用である。 2. φ50mmについては、φ75mmの歩掛を適用する。 ※計上する材料及び実際の施工もφ75mm用とする。 3. 「実務必携」に基づく1箇所当り2重巻きの歩掛である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 箇所当り 歩掛表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">管径 (mm)</th> <th colspan="2">ポリエチレンスリーブ (m)</th> <th rowspan="2">粘着テープ (m)</th> <th rowspan="2">雑材料</th> <th rowspan="2">普通作業員 (人)</th> </tr> <tr> <th>溶剤浸透防護スリーブ</th> <th>溶剤浸透防護スリーブ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">T字管 (バルブ含む)</td> <td>75</td> <td>1.00</td> <td>3.40</td> <td>3.40</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">材料費 の 2 %</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>1.20</td> <td>4.60</td> <td>4.60</td> <td>0.07</td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>1.40</td> <td>5.30</td> <td>5.30</td> <td>0.07</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>1.60</td> <td>6.40</td> <td>6.40</td> <td>0.08</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>1.00</td> <td>2.80</td> <td>2.80</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">曲管</td> <td>100</td> <td>1.10</td> <td>3.80</td> <td>3.80</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>1.30</td> <td>4.40</td> <td>4.40</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>1.40</td> <td>5.40</td> <td>5.40</td> <td>0.07</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">片落管</td> <td>75</td> <td>0.60</td> <td>2.20</td> <td>2.20</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>0.70</td> <td>3.00</td> <td>3.00</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>0.90</td> <td>3.50</td> <td>3.50</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">フランジ短管 ジョイント類</td> <td>150</td> <td>1.00</td> <td>4.30</td> <td>4.30</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>0.40</td> <td>1.70</td> <td>1.70</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>0.40</td> <td>2.30</td> <td>2.30</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>0.50</td> <td>2.60</td> <td>2.60</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>0.50</td> <td>3.20</td> <td>3.20</td> <td>0.04</td> </tr> </tbody> </table> <p>※溶剤浸透防護スリーブ被覆区間のうち、鋳鉄異形管類を被覆する場合は、上表を準用する。</p>	工 種	適 用 歩 掛	備 考	ポリエチレン管布設 据付工 継手工	実務必携 2-6-1	1. 20m程度の現場内小運搬を含む。 2. 諸雑費には、接合器具損料を含む。	ポリエチレン管 (融着接合) 布設 据付工 継手工	実務必携 2-6-2	1. 継手工は2口継手を標準とし、1口の場合は、歩掛の70%とする。 2. 20m程度の現場内小運搬を含む 3. 諸雑費には、機械器具損料及び消耗品を含む。	製品名	呼び径	口数	備考	E F ソケット	50~150	2 口	標準 (1 箇所)	E F チーズ	50~100	E F 両受ベンド	50~150	1 口×2	1 口は標準の 7 0 %	E F チーズ	150	E F 受口付直管	50~150	E F 片受ベンド	50~150	E F 片受レデューサ	50~150	ポリエチレン管 (融着継手) 布設 継手工	実務必携 2-6-3	1. 水道配用水用ポリエチレン管に使用する融着継手工に適用する。 2. 諸雑費には、接合器具損料を含む。	管明示テープ	実務必携 2-6-4	1. 本歩掛は、胴巻きテープの貼付手間である。 2. 管天端のテープ貼付手間は、管据付工を含む。 3. 管明示テープの使用数量は、塩ビ管布設工 管明示テープと同様とする。(胴巻きは、1.5回重ね巻きとする。)	配用水ポリエチレン管用 鋳鉄異形管被覆 (硬質塩化ビニル管用 鋳鉄異形管被覆準用)	実務必携 2-5-2 準用	1. 雑材料は、スリーブを損傷した場合の補修用スリーブ及びスリーブ切断用カッターの費用である。 2. φ50mmについては、φ75mmの歩掛を適用する。 ※計上する材料及び実際の施工もφ75mm用とする。 3. 「実務必携」に基づく1箇所当り2重巻きの歩掛である。	種別	管径 (mm)	ポリエチレンスリーブ (m)		粘着テープ (m)	雑材料	普通作業員 (人)	溶剤浸透防護スリーブ	溶剤浸透防護スリーブ	T字管 (バルブ含む)	75	1.00	3.40	3.40	材料費 の 2 %	0.06	100	1.20	4.60	4.60	0.07	125	1.40	5.30	5.30	0.07	150	1.60	6.40	6.40	0.08	75	1.00	2.80	2.80	0.05	曲管	100	1.10	3.80	3.80	0.06	125	1.30	4.40	4.40	0.06	150	1.40	5.40	5.40	0.07	片落管	75	0.60	2.20	2.20	0.04	100	0.70	3.00	3.00	0.04	125	0.90	3.50	3.50	0.04	フランジ短管 ジョイント類	150	1.00	4.30	4.30	0.05	75	0.40	1.70	1.70	0.03	100	0.40	2.30	2.30	0.03	125	0.50	2.60	2.60	0.03	150	0.50	3.20	3.20	0.04	<p style="text-align: center;">5 ポリエチレン管布設工 (1)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">工 種</th> <th style="width: 25%;">適 用 歩 掛</th> <th style="width: 50%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポリエチレン管布設 据付工 継手工</td> <td style="text-align: center;">実務必携 2-6-1</td> <td>1. 20m程度の現場内小運搬を含む。 2. 諸雑費には、接合器具損料を含む。</td> </tr> <tr> <td>ポリエチレン管 (融着接合) 布設 据付工 継手工</td> <td style="text-align: center;">実務必携 2-6-2</td> <td>1. 継手工は2口継手を標準とし、1口の場合は、歩掛の70%とする。 2. 20m程度の現場内小運搬を含む 3. 諸雑費には、機械器具損料及び消耗品を含む。</td> </tr> </tbody> </table> <p>材料別歩掛採用一覧</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>製品名</th> <th>呼び径</th> <th>口数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E F ソケット</td> <td>50~150</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2 口</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">標準 (1 箇所)</td> </tr> <tr> <td>E F チーズ</td> <td>50~100</td> </tr> <tr> <td>E F 両受ベンド</td> <td>50~150</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">1 口×2</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">1 口は標準の 7 0 %</td> </tr> <tr> <td>E F チーズ</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>E F 受口付直管</td> <td>50~150</td> </tr> <tr> <td>E F 片受ベンド</td> <td>50~150</td> </tr> <tr> <td>E F 片受レデューサ</td> <td>50~150</td> </tr> </tbody> </table> <p>配用水ポリエチレンパイプシステム協会HPより</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>ポリエチレン管 (融着継手) 布設 継手工</td> <td style="text-align: center;">実務必携 2-6-3</td> <td>1. 水道配用水用ポリエチレン管に使用する融着継手工に適用する。 2. 諸雑費には、接合器具損料を含む。</td> </tr> <tr> <td>管明示テープ</td> <td style="text-align: center;">実務必携 2-6-4</td> <td>1. 本歩掛は、胴巻きテープの貼付手間である。 2. 管天端のテープ貼付手間は、管据付工を含む。 3. 管明示テープの使用数量は、塩ビ管布設工 管明示テープと同様とする。(胴巻きは、1.5回重ね巻きとする。)</td> </tr> <tr> <td>配用水ポリエチレン管用 鋳鉄異形管被覆 (硬質塩化ビニル管用 鋳鉄異形管被覆準用)</td> <td style="text-align: center;">実務必携 2-5-2 準用</td> <td>1. 雑材料は、スリーブを損傷した場合の補修用スリーブ及びスリーブ切断用カッターの費用である。 2. φ50mmについては、φ75mmの歩掛を適用する。 3. 「実務必携」に基づく1箇所当り2重巻きの歩掛である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 箇所当り 歩掛表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">管径 (mm)</th> <th colspan="2">ポリエチレンスリーブ (m)</th> <th rowspan="2">粘着テープ (m)</th> <th rowspan="2">雑材料</th> <th rowspan="2">普通作業員 (人)</th> </tr> <tr> <th>溶剤浸透防護スリーブ</th> <th>溶剤浸透防護スリーブ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">T字管 (バルブ含む)</td> <td>75</td> <td>1.00</td> <td>3.40</td> <td>3.40</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">材料費 の 2 %</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>1.20</td> <td>4.60</td> <td>4.60</td> <td>0.07</td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>1.40</td> <td>5.30</td> <td>5.30</td> <td>0.07</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>1.60</td> <td>6.40</td> <td>6.40</td> <td>0.08</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>1.00</td> <td>2.80</td> <td>2.80</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">曲管</td> <td>100</td> <td>1.10</td> <td>3.80</td> <td>3.80</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>1.30</td> <td>4.40</td> <td>4.40</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>1.40</td> <td>5.40</td> <td>5.40</td> <td>0.07</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">片落管</td> <td>75</td> <td>0.60</td> <td>2.20</td> <td>2.20</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>0.70</td> <td>3.00</td> <td>3.00</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>0.90</td> <td>3.50</td> <td>3.50</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">フランジ短管 ジョイント類</td> <td>150</td> <td>1.00</td> <td>4.30</td> <td>4.30</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>0.40</td> <td>1.70</td> <td>1.70</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>0.40</td> <td>2.30</td> <td>2.30</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>0.50</td> <td>2.60</td> <td>2.60</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>0.50</td> <td>3.20</td> <td>3.20</td> <td>0.04</td> </tr> </tbody> </table> <p>※溶剤浸透防護スリーブ被覆区間のうち、鋳鉄異形管類を被覆する場合は、上表を準用する。</p>	工 種	適 用 歩 掛	備 考	ポリエチレン管布設 据付工 継手工	実務必携 2-6-1	1. 20m程度の現場内小運搬を含む。 2. 諸雑費には、接合器具損料を含む。	ポリエチレン管 (融着接合) 布設 据付工 継手工	実務必携 2-6-2	1. 継手工は2口継手を標準とし、1口の場合は、歩掛の70%とする。 2. 20m程度の現場内小運搬を含む 3. 諸雑費には、機械器具損料及び消耗品を含む。	製品名	呼び径	口数	備考	E F ソケット	50~150	2 口	標準 (1 箇所)	E F チーズ	50~100	E F 両受ベンド	50~150	1 口×2	1 口は標準の 7 0 %	E F チーズ	150	E F 受口付直管	50~150	E F 片受ベンド	50~150	E F 片受レデューサ	50~150	ポリエチレン管 (融着継手) 布設 継手工	実務必携 2-6-3	1. 水道配用水用ポリエチレン管に使用する融着継手工に適用する。 2. 諸雑費には、接合器具損料を含む。	管明示テープ	実務必携 2-6-4	1. 本歩掛は、胴巻きテープの貼付手間である。 2. 管天端のテープ貼付手間は、管据付工を含む。 3. 管明示テープの使用数量は、塩ビ管布設工 管明示テープと同様とする。(胴巻きは、1.5回重ね巻きとする。)	配用水ポリエチレン管用 鋳鉄異形管被覆 (硬質塩化ビニル管用 鋳鉄異形管被覆準用)	実務必携 2-5-2 準用	1. 雑材料は、スリーブを損傷した場合の補修用スリーブ及びスリーブ切断用カッターの費用である。 2. φ50mmについては、φ75mmの歩掛を適用する。 3. 「実務必携」に基づく1箇所当り2重巻きの歩掛である。	種別	管径 (mm)	ポリエチレンスリーブ (m)		粘着テープ (m)	雑材料	普通作業員 (人)	溶剤浸透防護スリーブ	溶剤浸透防護スリーブ	T字管 (バルブ含む)	75	1.00	3.40	3.40	材料費 の 2 %	0.06	100	1.20	4.60	4.60	0.07	125	1.40	5.30	5.30	0.07	150	1.60	6.40	6.40	0.08	75	1.00	2.80	2.80	0.05	曲管	100	1.10	3.80	3.80	0.06	125	1.30	4.40	4.40	0.06	150	1.40	5.40	5.40	0.07	片落管	75	0.60	2.20	2.20	0.04	100	0.70	3.00	3.00	0.04	125	0.90	3.50	3.50	0.04	フランジ短管 ジョイント類	150	1.00	4.30	4.30	0.05	75	0.40	1.70	1.70	0.03	100	0.40	2.30	2.30	0.03	125	0.50	2.60	2.60	0.03	150	0.50	3.20	3.20	0.04
工 種	適 用 歩 掛	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																												
ポリエチレン管布設 据付工 継手工	実務必携 2-6-1	1. 20m程度の現場内小運搬を含む。 2. 諸雑費には、接合器具損料を含む。																																																																																																																																																																																																																																																																												
ポリエチレン管 (融着接合) 布設 据付工 継手工	実務必携 2-6-2	1. 継手工は2口継手を標準とし、1口の場合は、歩掛の70%とする。 2. 20m程度の現場内小運搬を含む 3. 諸雑費には、機械器具損料及び消耗品を含む。																																																																																																																																																																																																																																																																												
製品名	呼び径	口数	備考																																																																																																																																																																																																																																																																											
E F ソケット	50~150	2 口	標準 (1 箇所)																																																																																																																																																																																																																																																																											
E F チーズ	50~100																																																																																																																																																																																																																																																																													
E F 両受ベンド	50~150	1 口×2	1 口は標準の 7 0 %																																																																																																																																																																																																																																																																											
E F チーズ	150																																																																																																																																																																																																																																																																													
E F 受口付直管	50~150																																																																																																																																																																																																																																																																													
E F 片受ベンド	50~150																																																																																																																																																																																																																																																																													
E F 片受レデューサ	50~150																																																																																																																																																																																																																																																																													
ポリエチレン管 (融着継手) 布設 継手工	実務必携 2-6-3	1. 水道配用水用ポリエチレン管に使用する融着継手工に適用する。 2. 諸雑費には、接合器具損料を含む。																																																																																																																																																																																																																																																																												
管明示テープ	実務必携 2-6-4	1. 本歩掛は、胴巻きテープの貼付手間である。 2. 管天端のテープ貼付手間は、管据付工を含む。 3. 管明示テープの使用数量は、塩ビ管布設工 管明示テープと同様とする。(胴巻きは、1.5回重ね巻きとする。)																																																																																																																																																																																																																																																																												
配用水ポリエチレン管用 鋳鉄異形管被覆 (硬質塩化ビニル管用 鋳鉄異形管被覆準用)	実務必携 2-5-2 準用	1. 雑材料は、スリーブを損傷した場合の補修用スリーブ及びスリーブ切断用カッターの費用である。 2. φ50mmについては、φ75mmの歩掛を適用する。 ※計上する材料及び実際の施工もφ75mm用とする。 3. 「実務必携」に基づく1箇所当り2重巻きの歩掛である。																																																																																																																																																																																																																																																																												
種別	管径 (mm)	ポリエチレンスリーブ (m)		粘着テープ (m)	雑材料	普通作業員 (人)																																																																																																																																																																																																																																																																								
		溶剤浸透防護スリーブ	溶剤浸透防護スリーブ																																																																																																																																																																																																																																																																											
T字管 (バルブ含む)	75	1.00	3.40	3.40	材料費 の 2 %	0.06																																																																																																																																																																																																																																																																								
	100	1.20	4.60	4.60		0.07																																																																																																																																																																																																																																																																								
	125	1.40	5.30	5.30		0.07																																																																																																																																																																																																																																																																								
	150	1.60	6.40	6.40		0.08																																																																																																																																																																																																																																																																								
	75	1.00	2.80	2.80		0.05																																																																																																																																																																																																																																																																								
曲管	100	1.10	3.80	3.80	0.06																																																																																																																																																																																																																																																																									
	125	1.30	4.40	4.40	0.06																																																																																																																																																																																																																																																																									
	150	1.40	5.40	5.40	0.07																																																																																																																																																																																																																																																																									
片落管	75	0.60	2.20	2.20	0.04																																																																																																																																																																																																																																																																									
	100	0.70	3.00	3.00	0.04																																																																																																																																																																																																																																																																									
	125	0.90	3.50	3.50	0.04																																																																																																																																																																																																																																																																									
フランジ短管 ジョイント類	150	1.00	4.30	4.30	0.05																																																																																																																																																																																																																																																																									
	75	0.40	1.70	1.70	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																									
	100	0.40	2.30	2.30	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																									
	125	0.50	2.60	2.60	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																									
150	0.50	3.20	3.20	0.04																																																																																																																																																																																																																																																																										
工 種	適 用 歩 掛	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																												
ポリエチレン管布設 据付工 継手工	実務必携 2-6-1	1. 20m程度の現場内小運搬を含む。 2. 諸雑費には、接合器具損料を含む。																																																																																																																																																																																																																																																																												
ポリエチレン管 (融着接合) 布設 据付工 継手工	実務必携 2-6-2	1. 継手工は2口継手を標準とし、1口の場合は、歩掛の70%とする。 2. 20m程度の現場内小運搬を含む 3. 諸雑費には、機械器具損料及び消耗品を含む。																																																																																																																																																																																																																																																																												
製品名	呼び径	口数	備考																																																																																																																																																																																																																																																																											
E F ソケット	50~150	2 口	標準 (1 箇所)																																																																																																																																																																																																																																																																											
E F チーズ	50~100																																																																																																																																																																																																																																																																													
E F 両受ベンド	50~150	1 口×2	1 口は標準の 7 0 %																																																																																																																																																																																																																																																																											
E F チーズ	150																																																																																																																																																																																																																																																																													
E F 受口付直管	50~150																																																																																																																																																																																																																																																																													
E F 片受ベンド	50~150																																																																																																																																																																																																																																																																													
E F 片受レデューサ	50~150																																																																																																																																																																																																																																																																													
ポリエチレン管 (融着継手) 布設 継手工	実務必携 2-6-3	1. 水道配用水用ポリエチレン管に使用する融着継手工に適用する。 2. 諸雑費には、接合器具損料を含む。																																																																																																																																																																																																																																																																												
管明示テープ	実務必携 2-6-4	1. 本歩掛は、胴巻きテープの貼付手間である。 2. 管天端のテープ貼付手間は、管据付工を含む。 3. 管明示テープの使用数量は、塩ビ管布設工 管明示テープと同様とする。(胴巻きは、1.5回重ね巻きとする。)																																																																																																																																																																																																																																																																												
配用水ポリエチレン管用 鋳鉄異形管被覆 (硬質塩化ビニル管用 鋳鉄異形管被覆準用)	実務必携 2-5-2 準用	1. 雑材料は、スリーブを損傷した場合の補修用スリーブ及びスリーブ切断用カッターの費用である。 2. φ50mmについては、φ75mmの歩掛を適用する。 3. 「実務必携」に基づく1箇所当り2重巻きの歩掛である。																																																																																																																																																																																																																																																																												
種別	管径 (mm)	ポリエチレンスリーブ (m)		粘着テープ (m)	雑材料	普通作業員 (人)																																																																																																																																																																																																																																																																								
		溶剤浸透防護スリーブ	溶剤浸透防護スリーブ																																																																																																																																																																																																																																																																											
T字管 (バルブ含む)	75	1.00	3.40	3.40	材料費 の 2 %	0.06																																																																																																																																																																																																																																																																								
	100	1.20	4.60	4.60		0.07																																																																																																																																																																																																																																																																								
	125	1.40	5.30	5.30		0.07																																																																																																																																																																																																																																																																								
	150	1.60	6.40	6.40		0.08																																																																																																																																																																																																																																																																								
	75	1.00	2.80	2.80		0.05																																																																																																																																																																																																																																																																								
曲管	100	1.10	3.80	3.80	0.06																																																																																																																																																																																																																																																																									
	125	1.30	4.40	4.40	0.06																																																																																																																																																																																																																																																																									
	150	1.40	5.40	5.40	0.07																																																																																																																																																																																																																																																																									
片落管	75	0.60	2.20	2.20	0.04																																																																																																																																																																																																																																																																									
	100	0.70	3.00	3.00	0.04																																																																																																																																																																																																																																																																									
	125	0.90	3.50	3.50	0.04																																																																																																																																																																																																																																																																									
フランジ短管 ジョイント類	150	1.00	4.30	4.30	0.05																																																																																																																																																																																																																																																																									
	75	0.40	1.70	1.70	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																									
	100	0.40	2.30	2.30	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																									
	125	0.50	2.60	2.60	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																									
150	0.50	3.20	3.20	0.04																																																																																																																																																																																																																																																																										

水道施設積算基準(令和8年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)					旧 (現 行)						
積算基準 第3章 第3節 5 3.3-10	(100m当り)					(100m当り)						
	呼び径 (mm)	労務費		溶液浸透防護スリーブ [*] (m)	諸雑費		呼び径 (mm)	労務費		溶液浸透防護スリーブ [*] (m)	諸雑費	
		特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)		固定具			配管工 (人)	普通作業員 (人)		固定具	
				固定用「ムボン」の場合(組)	粘着テープの場合(m)				固定用「ムボン」の場合(組)	粘着テープの場合(m)		
			A	B				A	B			
	75 以下	0.25	0.25	(a式による)	(b式による)	51.0	75 以下	0.25	0.25	(a式による)	(b式による)	51.0
	100	0.30	0.30			61.2	100	0.30	0.30			61.2
	150	0.35	0.35			83.6	150	0.35	0.35			83.6
	200	0.43	0.43			104.0	200	0.43	0.43			104.0

水道施設積算基準(令和8年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)																																																																																						
積算基準 第3章 第3節 7 3.3-12	<p>7 管切断工 (1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>適 用 歩 掛</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>铸铁管切断工の適用区分</td> <td>実務必携 2-8-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>継手形式</td> <td>作業分類</td> <td>使用工具</td> <td>適用歩掛</td> </tr> <tr> <td>すべて</td> <td>切断のみ、溝切りのみ</td> <td>パイプ 切削切断機</td> <td>2-8-2</td> </tr> <tr> <td>すべて</td> <td>切断のみ</td> <td>エンジンカッター</td> <td>2-8-2</td> </tr> <tr> <td>NS, GX</td> <td>切断、溝切り同時</td> <td>パイプ 切削切断機</td> <td>2-8-3</td> </tr> <tr> <td>S, KF, UF</td> <td>切断・溝切り 2 工程</td> <td>パイプ 切削切断機</td> <td>2-8-3</td> </tr> <tr> <td>NS, GX</td> <td>切断・溝切り 2 工程</td> <td>パイプ 切削切断機</td> <td>2-8-3</td> </tr> <tr> <td>NS, GX</td> <td>切断・溝切り 2 工程、溝切りのみ</td> <td>専用工具</td> <td>2-8-3</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 切断・溝切り 2 工程とは、切断、溝切り作業が別工程で連続して行う場合。 2. 専用工具とは、NS^gルバーのようなNS形等に対応したクビンねじ式専用工具 (切断・溝切り) が相当する。 3. パイプ 切削切断機、エンジンカッター、クビンねじ式専用工具、溝切り刃、切断刃等の基礎価格は見積とする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>铸铁管切断</td> <td>実務必携 2-8-2</td> <td>1. 20m程度の現場内小運搬を含む。 2. 雑材料には、燃料、カッター刃の損耗費及び塗装の補修費を含む。 3. T形については、面取り加工を含む。 4. 溝切り加工のみ行う場合にも適用する。 5. φ250mmまでの管端防食材取付も含む。</td> </tr> <tr> <td>铸铁管切断・溝切り加工 切断・溝切り同時 (NS, GX パイプ 切削切断機)</td> <td>実務必携 2-8-3 第3-1表</td> <td>1. 切断と溝切りを同時に実施する場合に適用する。 2. 20m程度の現場内小運搬を含む。 3. 雑材料には、燃料、カッター刃の損耗費及び塗装の補修費を含む。 4. NS形, GX形については面取り加工を含む。 5. φ250mmまでの管端防食材取付も含む。</td> </tr> <tr> <td>铸铁管切断・溝切り加工 切断・溝切り 2 工程 (NS, GX, S, KF, UF パイプ 切削切断機)</td> <td>実務必携 2-8-3 第3-2表</td> <td>1. 切断と溝切りを 2 工程で連続して行う場合の歩掛である。溝切り加工のみ行う場合は、2-8-2とする。 2. 20m程度の現場内小運搬を含む。 3. 雑材料には、燃料、カッター刃の損耗費及び塗装の補修費を含む。 4. NS形、GX形はφ500~1000mmとする。</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	適 用 歩 掛	備 考	铸铁管切断工の適用区分	実務必携 2-8-1		継手形式	作業分類	使用工具	適用歩掛	すべて	切断のみ、溝切りのみ	パイプ 切削切断機	2-8-2	すべて	切断のみ	エンジンカッター	2-8-2	NS, GX	切断、溝切り同時	パイプ 切削切断機	2-8-3	S, KF, UF	切断・溝切り 2 工程	パイプ 切削切断機	2-8-3	NS, GX	切断・溝切り 2 工程	パイプ 切削切断機	2-8-3	NS, GX	切断・溝切り 2 工程、溝切りのみ	専用工具	2-8-3	铸铁管切断	実務必携 2-8-2	1. 20m程度の現場内小運搬を含む。 2. 雑材料には、燃料、カッター刃の損耗費及び塗装の補修費を含む。 3. T形については、面取り加工を含む。 4. 溝切り加工のみ行う場合にも適用する。 5. φ250mmまでの管端防食材取付も含む。	铸铁管切断・溝切り加工 切断・溝切り同時 (NS, GX パイプ 切削切断機)	実務必携 2-8-3 第3-1表	1. 切断と溝切りを同時に実施する場合に適用する。 2. 20m程度の現場内小運搬を含む。 3. 雑材料には、燃料、カッター刃の損耗費及び塗装の補修費を含む。 4. NS形, GX形については面取り加工を含む。 5. φ250mmまでの管端防食材取付も含む。	铸铁管切断・溝切り加工 切断・溝切り 2 工程 (NS, GX, S, KF, UF パイプ 切削切断機)	実務必携 2-8-3 第3-2表	1. 切断と溝切りを 2 工程で連続して行う場合の歩掛である。溝切り加工のみ行う場合は、2-8-2とする。 2. 20m程度の現場内小運搬を含む。 3. 雑材料には、燃料、カッター刃の損耗費及び塗装の補修費を含む。 4. NS形、GX形はφ500~1000mmとする。	<p>7 管切断工 (1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>適 用 歩 掛</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>铸铁管切断工の適用区分</td> <td>実務必携 2-8-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>継手形式</td> <td>作業分類</td> <td>使用工具</td> <td>適用歩掛</td> </tr> <tr> <td>すべて</td> <td>切断のみ、溝切りのみ</td> <td>パイプ 切削切断機</td> <td>2-8-2</td> </tr> <tr> <td>すべて</td> <td>切断のみ</td> <td>エンジンカッター</td> <td>2-8-2</td> </tr> <tr> <td>NS, GX</td> <td>切断、溝切り同時</td> <td>パイプ 切削切断機</td> <td>2-8-3</td> </tr> <tr> <td>S, KF, UF</td> <td>切断・溝切り 2 工程</td> <td>パイプ 切削切断機</td> <td>2-8-3</td> </tr> <tr> <td>NS</td> <td>切断・溝切り 2 工程</td> <td>パイプ 切削切断機</td> <td>2-8-3</td> </tr> <tr> <td>NS, GX</td> <td>切断・溝切り 2 工程、溝切りのみ</td> <td>専用工具</td> <td>2-8-3</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 切断・溝切り 2 工程とは、切断、溝切り作業が別工程で連続して行う場合。 2. 専用工具とは、NS^gルバーのようなNS形等に対応したクビンねじ式専用工具 (切断・溝切り) が相当する。 3. パイプ 切削切断機、エンジンカッター、クビンねじ式専用工具、溝切り刃、切断刃等の基礎価格は見積とする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>铸铁管切断</td> <td>実務必携 2-8-2</td> <td>1. 20m程度の現場内小運搬を含む。 2. 雑材料には、燃料、カッター刃の損耗費及び塗装の補修費を含む。 3. T形については、面取り加工を含む。 4. 溝切り加工のみ行う場合にも適用する。 5. φ250mmまでの管端防食材取付も含む。</td> </tr> <tr> <td>铸铁管切断・溝切り加工 切断・溝切り同時 (NS, GX パイプ 切削切断機)</td> <td>実務必携 2-8-3 第3-1表</td> <td>1. 切断と溝切りを同時に実施する場合に適用する。 2. 20m程度の現場内小運搬を含む。 3. 雑材料には、燃料、カッター刃の損耗費及び塗装の補修費を含む。 4. NS形, GX形については面取り加工を含む。 5. φ250mmまでの管端防食材取付も含む。</td> </tr> <tr> <td>铸铁管切断・溝切り加工 切断・溝切り 2 工程 (NS, S, KF, UF パイプ 切削切断機)</td> <td>実務必携 2-8-3 第3-2表</td> <td>1. 切断と溝切りを 2 工程で連続して行う場合の歩掛である。溝切り加工のみ行う場合は、2-8-2とする。 2. 20m程度の現場内小運搬を含む。 3. 雑材料には、燃料、カッター刃の損耗費及び塗装の補修費を含む。 4. NS形はφ500~1000mmとする。</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	適 用 歩 掛	備 考	铸铁管切断工の適用区分	実務必携 2-8-1		継手形式	作業分類	使用工具	適用歩掛	すべて	切断のみ、溝切りのみ	パイプ 切削切断機	2-8-2	すべて	切断のみ	エンジンカッター	2-8-2	NS, GX	切断、溝切り同時	パイプ 切削切断機	2-8-3	S, KF, UF	切断・溝切り 2 工程	パイプ 切削切断機	2-8-3	NS	切断・溝切り 2 工程	パイプ 切削切断機	2-8-3	NS, GX	切断・溝切り 2 工程、溝切りのみ	専用工具	2-8-3	铸铁管切断	実務必携 2-8-2	1. 20m程度の現場内小運搬を含む。 2. 雑材料には、燃料、カッター刃の損耗費及び塗装の補修費を含む。 3. T形については、面取り加工を含む。 4. 溝切り加工のみ行う場合にも適用する。 5. φ250mmまでの管端防食材取付も含む。	铸铁管切断・溝切り加工 切断・溝切り同時 (NS, GX パイプ 切削切断機)	実務必携 2-8-3 第3-1表	1. 切断と溝切りを同時に実施する場合に適用する。 2. 20m程度の現場内小運搬を含む。 3. 雑材料には、燃料、カッター刃の損耗費及び塗装の補修費を含む。 4. NS形, GX形については面取り加工を含む。 5. φ250mmまでの管端防食材取付も含む。	铸铁管切断・溝切り加工 切断・溝切り 2 工程 (NS, S, KF, UF パイプ 切削切断機)	実務必携 2-8-3 第3-2表	1. 切断と溝切りを 2 工程で連続して行う場合の歩掛である。溝切り加工のみ行う場合は、2-8-2とする。 2. 20m程度の現場内小運搬を含む。 3. 雑材料には、燃料、カッター刃の損耗費及び塗装の補修費を含む。 4. NS形はφ500~1000mmとする。
工 種	適 用 歩 掛	備 考																																																																																						
铸铁管切断工の適用区分	実務必携 2-8-1																																																																																							
継手形式	作業分類	使用工具	適用歩掛																																																																																					
すべて	切断のみ、溝切りのみ	パイプ 切削切断機	2-8-2																																																																																					
すべて	切断のみ	エンジンカッター	2-8-2																																																																																					
NS, GX	切断、溝切り同時	パイプ 切削切断機	2-8-3																																																																																					
S, KF, UF	切断・溝切り 2 工程	パイプ 切削切断機	2-8-3																																																																																					
NS, GX	切断・溝切り 2 工程	パイプ 切削切断機	2-8-3																																																																																					
NS, GX	切断・溝切り 2 工程、溝切りのみ	専用工具	2-8-3																																																																																					
铸铁管切断	実務必携 2-8-2	1. 20m程度の現場内小運搬を含む。 2. 雑材料には、燃料、カッター刃の損耗費及び塗装の補修費を含む。 3. T形については、面取り加工を含む。 4. 溝切り加工のみ行う場合にも適用する。 5. φ250mmまでの管端防食材取付も含む。																																																																																						
铸铁管切断・溝切り加工 切断・溝切り同時 (NS, GX パイプ 切削切断機)	実務必携 2-8-3 第3-1表	1. 切断と溝切りを同時に実施する場合に適用する。 2. 20m程度の現場内小運搬を含む。 3. 雑材料には、燃料、カッター刃の損耗費及び塗装の補修費を含む。 4. NS形, GX形については面取り加工を含む。 5. φ250mmまでの管端防食材取付も含む。																																																																																						
铸铁管切断・溝切り加工 切断・溝切り 2 工程 (NS, GX, S, KF, UF パイプ 切削切断機)	実務必携 2-8-3 第3-2表	1. 切断と溝切りを 2 工程で連続して行う場合の歩掛である。溝切り加工のみ行う場合は、2-8-2とする。 2. 20m程度の現場内小運搬を含む。 3. 雑材料には、燃料、カッター刃の損耗費及び塗装の補修費を含む。 4. NS形、GX形はφ500~1000mmとする。																																																																																						
工 種	適 用 歩 掛	備 考																																																																																						
铸铁管切断工の適用区分	実務必携 2-8-1																																																																																							
継手形式	作業分類	使用工具	適用歩掛																																																																																					
すべて	切断のみ、溝切りのみ	パイプ 切削切断機	2-8-2																																																																																					
すべて	切断のみ	エンジンカッター	2-8-2																																																																																					
NS, GX	切断、溝切り同時	パイプ 切削切断機	2-8-3																																																																																					
S, KF, UF	切断・溝切り 2 工程	パイプ 切削切断機	2-8-3																																																																																					
NS	切断・溝切り 2 工程	パイプ 切削切断機	2-8-3																																																																																					
NS, GX	切断・溝切り 2 工程、溝切りのみ	専用工具	2-8-3																																																																																					
铸铁管切断	実務必携 2-8-2	1. 20m程度の現場内小運搬を含む。 2. 雑材料には、燃料、カッター刃の損耗費及び塗装の補修費を含む。 3. T形については、面取り加工を含む。 4. 溝切り加工のみ行う場合にも適用する。 5. φ250mmまでの管端防食材取付も含む。																																																																																						
铸铁管切断・溝切り加工 切断・溝切り同時 (NS, GX パイプ 切削切断機)	実務必携 2-8-3 第3-1表	1. 切断と溝切りを同時に実施する場合に適用する。 2. 20m程度の現場内小運搬を含む。 3. 雑材料には、燃料、カッター刃の損耗費及び塗装の補修費を含む。 4. NS形, GX形については面取り加工を含む。 5. φ250mmまでの管端防食材取付も含む。																																																																																						
铸铁管切断・溝切り加工 切断・溝切り 2 工程 (NS, S, KF, UF パイプ 切削切断機)	実務必携 2-8-3 第3-2表	1. 切断と溝切りを 2 工程で連続して行う場合の歩掛である。溝切り加工のみ行う場合は、2-8-2とする。 2. 20m程度の現場内小運搬を含む。 3. 雑材料には、燃料、カッター刃の損耗費及び塗装の補修費を含む。 4. NS形はφ500~1000mmとする。																																																																																						

水道施設積算基準(令和8年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)			旧 (現 行)		
積算基準 第3章 第3節 11 3.3-19	11 飲料水供給施設工			11 飲料水供給施設工		
	工 種	適 用 歩 掛	備 考	工 種	適 用 歩 掛	備 考
	サドル分水栓建込み	第二編 実務必携 1-4-2	1. 給水管接合1口を含む。 2. ポリエチレン管とは、水道配水用ポリエチレン管である。 3. 鋳鉄管の諸雑費は、電動式穿孔機を使用する場合に適用し、燃料、機械器具損料及び損耗費等を含む。 4. ビニール管及びポリエチレン管の諸雑費には、工具損料及び損耗費等を含む。	サドル分水栓建込み	第二編 実務必携 1-4-2	1. 給水管接合1口を含む。 2. ポリエチレン管とは、水道配水用ポリエチレン管である。 3. 鋳鉄管の諸雑費は、電動式穿孔機を使用する場合に適用し、燃料、機械器具損料及び損耗費等を含む。 4. ビニール管及びポリエチレン管の諸雑費には、工具損料及び損耗費等を含む。
	コア取付け	実務必携 1-4-3	1. 配水管が鋳鉄管の場合で、サドル分水栓建込後のコア挿入・取付である。 2. 諸雑費には、工具損料、消費費等を含む。	コア取付け	実務必携 1-4-3	1. 配水管が鋳鉄管の場合で、サドル分水栓建込後のコア挿入・取付である。 2. 諸雑費には、工具損料、消費費等を含む。
	止水栓取付け	実務必携 1-4-4	1. 接合2口及び止水栓管取付を含む。 2. 筐のみの取付歩掛は、PP用歩掛の 特殊作業員 ×15%、普通作業員×65%とし、全管種とも同一とする。 3. 新設給水管がVPの場合は、VP用を選択し、PEPの場合はPP用を選択すること。 4. 諸雑費には、接合器具損料を含む。	止水栓取付け	実務必携 1-4-4	1. 接合2口及び止水栓管取付を含む。 2. 筐のみの取付歩掛は、PP用歩掛の 配管工 ×15%、普通作業員×65%とし、全管種とも同一とする。 3. 新設給水管がVPの場合は、VP用を選択し、PEPの場合はPP用を選択すること。 4. 諸雑費には、接合器具損料を含む。
	鋼管切断ネジ切り	実務必携 1-4-5	1. 鋼管切断、ネジ切り仕上げ及び機械損料を含む。 2. 諸雑費には、カッター刃の損耗費、機械損料を含む。	鋼管切断ネジ切り	実務必携 1-4-5	1. 鋼管切断、ネジ切り仕上げ及び機械損料を含む。 2. 諸雑費には、カッター刃の損耗費、機械損料を含む。
	不凍水栓取付(VP用)	実務必携 1-4-6		不凍水栓取付(VP用)	実務必携 1-4-6	
	量水器取付け(φ13~50) (ねじ込み接合)	実務必携 1-4-7	1. メータ据付、接続(ネジ)、量水器管取付を含む。 2. フランジ接合は別途計上する。 3. 遠隔式、電磁流量計、ベンチュリメータ、コンパクト型及び副管付き等特殊メータについては()内の特殊作業員を計上する。 4. 遠隔式、電磁流量計等の指示計、記録計、積算計等の据付調整作業は別途計上する。 5. 筐のみの取り付けは、 特殊作業員 0.02人、普通作業員×50%とする。(小数第3位四捨五入) 6. 諸雑費には、接合器具損料を含む。	量水器取付け(φ13~50) (ねじ込み接合)	実務必携 1-4-7	1. メータ据付、接続(ネジ)、量水器管取付を含む。 2. フランジ接合は別途計上する。 3. 遠隔式、電磁流量計、ベンチュリメータ、コンパクト型及び副管付き等特殊メータについては()内の特殊作業員を計上する。 4. 遠隔式、電磁流量計等の指示計、記録計、積算計等の据付調整作業は別途計上する。 5. 筐のみの取り付けは、 配管工 0.02人、普通作業員×50%とする。(小数第3位四捨五入) 6. 諸雑費には、接合器具損料を含む。
	量水器取付け(φ50~75) (フランジ接合)	実務必携 1-4-8	1. メータ据付を含む。 2. フランジ接合は別途1箇所当り2口計上する。 3. 縦型軸流羽根車式水道メータ、電磁式水道メータに適用する。 4. 遠隔式、電磁流量計については、()内の特殊作業員を計上する。 5. 遠隔式、電磁流量計等の指示計、記録計、積算計等の据付調整作業は別途計上する。	量水器取付け(φ50~75) (フランジ接合)	実務必携 1-4-8	1. メータ据付を含む。 2. フランジ接合は別途1箇所当り2口計上する。 3. 縦型軸流羽根車式水道メータ、電磁式水道メータに適用する。 4. 遠隔式、電磁流量計については、()内の特殊作業員を計上する。 5. 遠隔式、電磁流量計等の指示計、記録計、積算計等の据付調整作業は別途計上する。

水道施設積算基準(令和8年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)																																																																																		
積算基準 第3章 第3節 11 3.3-20	<p data-bbox="331 247 586 395"> 量水器取付(φ100~400) ※検定期限満了メータ取換業務委託のみ適用可能とする。 </p> <p data-bbox="586 247 745 395">局歩掛</p> <p data-bbox="745 247 1149 395"> 1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. フランジ接合は別途計上する。 3. 遠隔用又は電磁流量計の指示、記録、積算計等の据付、調整作業の経費は別途計上すること。 </p> <p data-bbox="365 422 472 440">1 基当り歩掛表</p> <table border="1" data-bbox="365 443 1086 687"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>特殊作業員 (人)</th> <th>特殊作業員 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100</td> <td>(0.20)</td> <td>0.35</td> <td>0.26</td> <td>1. 適用範囲</td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>(0.20)</td> <td>0.38</td> <td>0.29</td> <td rowspan="2">ウォルトマン、ベンチュリ式、電磁式(電池内蔵型に限る)、副管付きメータに適用する。</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>(0.20)</td> <td>0.40</td> <td>0.32</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>(0.30)</td> <td>0.53</td> <td>0.35</td> <td rowspan="2">2. 遠隔式、電磁式、ベンチュリ式、副管付きメータについては、()内の特殊作業員を計上する。</td> </tr> <tr> <td>250</td> <td>(0.30)</td> <td>0.46</td> <td>0.37</td> </tr> <tr> <td>300</td> <td>(0.30)</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td rowspan="3">3. 量水器室内のバイパス配管及び、その他の配管調整作業を含む。</td> </tr> <tr> <td>350</td> <td>(0.30)</td> <td>0.55</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>400</td> <td>(0.30)</td> <td>0.60</td> <td>0.50</td> </tr> </tbody> </table>	口径	特殊作業員 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	備考	100	(0.20)	0.35	0.26	1. 適用範囲	125	(0.20)	0.38	0.29	ウォルトマン、ベンチュリ式、電磁式(電池内蔵型に限る)、副管付きメータに適用する。	150	(0.20)	0.40	0.32	200	(0.30)	0.53	0.35	2. 遠隔式、電磁式、ベンチュリ式、副管付きメータについては、()内の特殊作業員を計上する。	250	(0.30)	0.46	0.37	300	(0.30)	0.50	0.40	3. 量水器室内のバイパス配管及び、その他の配管調整作業を含む。	350	(0.30)	0.55	0.45	400	(0.30)	0.60	0.50	<p data-bbox="1261 247 1516 395"> 量水器取付(φ100~400) ※検定期限満了メータ取換業務委託のみ適用可能とする。 </p> <p data-bbox="1516 247 1675 395">局歩掛</p> <p data-bbox="1675 247 2078 395"> 1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. フランジ接合は別途計上する。 3. 遠隔用又は電磁流量計の指示、記録、積算計等の据付、調整作業の経費は別途計上すること。 </p> <p data-bbox="1294 422 1402 440">1 基当り歩掛表</p> <table border="1" data-bbox="1294 443 2016 687"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>特殊作業員 (人)</th> <th>配管工 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100</td> <td>(0.20)</td> <td>0.35</td> <td>0.26</td> <td>1. 適用範囲</td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>(0.20)</td> <td>0.38</td> <td>0.29</td> <td rowspan="2">ウォルトマン、ベンチュリ式、電磁式(電池内蔵型に限る)、副管付きメータに適用する。</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>(0.20)</td> <td>0.40</td> <td>0.32</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>(0.30)</td> <td>0.53</td> <td>0.35</td> <td rowspan="2">2. 遠隔式、電磁式、ベンチュリ式、副管付きメータについては、()内の特殊作業員を計上する。</td> </tr> <tr> <td>250</td> <td>(0.30)</td> <td>0.46</td> <td>0.37</td> </tr> <tr> <td>300</td> <td>(0.30)</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td rowspan="3">3. 量水器室内のバイパス配管及び、その他の配管調整作業を含む。</td> </tr> <tr> <td>350</td> <td>(0.30)</td> <td>0.55</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>400</td> <td>(0.30)</td> <td>0.60</td> <td>0.50</td> </tr> </tbody> </table>	口径	特殊作業員 (人)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	備考	100	(0.20)	0.35	0.26	1. 適用範囲	125	(0.20)	0.38	0.29	ウォルトマン、ベンチュリ式、電磁式(電池内蔵型に限る)、副管付きメータに適用する。	150	(0.20)	0.40	0.32	200	(0.30)	0.53	0.35	2. 遠隔式、電磁式、ベンチュリ式、副管付きメータについては、()内の特殊作業員を計上する。	250	(0.30)	0.46	0.37	300	(0.30)	0.50	0.40	3. 量水器室内のバイパス配管及び、その他の配管調整作業を含む。	350	(0.30)	0.55	0.45	400	(0.30)	0.60	0.50
口径	特殊作業員 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	備考																																																																																
100	(0.20)	0.35	0.26	1. 適用範囲																																																																																
125	(0.20)	0.38	0.29	ウォルトマン、ベンチュリ式、電磁式(電池内蔵型に限る)、副管付きメータに適用する。																																																																																
150	(0.20)	0.40	0.32																																																																																	
200	(0.30)	0.53	0.35	2. 遠隔式、電磁式、ベンチュリ式、副管付きメータについては、()内の特殊作業員を計上する。																																																																																
250	(0.30)	0.46	0.37																																																																																	
300	(0.30)	0.50	0.40	3. 量水器室内のバイパス配管及び、その他の配管調整作業を含む。																																																																																
350	(0.30)	0.55	0.45																																																																																	
400	(0.30)	0.60	0.50																																																																																	
口径	特殊作業員 (人)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	備考																																																																																
100	(0.20)	0.35	0.26	1. 適用範囲																																																																																
125	(0.20)	0.38	0.29	ウォルトマン、ベンチュリ式、電磁式(電池内蔵型に限る)、副管付きメータに適用する。																																																																																
150	(0.20)	0.40	0.32																																																																																	
200	(0.30)	0.53	0.35	2. 遠隔式、電磁式、ベンチュリ式、副管付きメータについては、()内の特殊作業員を計上する。																																																																																
250	(0.30)	0.46	0.37																																																																																	
300	(0.30)	0.50	0.40	3. 量水器室内のバイパス配管及び、その他の配管調整作業を含む。																																																																																
350	(0.30)	0.55	0.45																																																																																	
400	(0.30)	0.60	0.50																																																																																	

水道施設積算基準(令和8年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
積算基準 第3章 第3節 13 3.3-23	<p>13 特殊継手工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>適 用 歩 掛</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特殊継手工</td> <td>局歩掛</td> <td> 1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. スリーブタイプ継手及びジョイントタイプ継手とは、エクステンション並びにフレキシビリティを目的とする接合継手施工方法をいう。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>1個当り歩掛表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口径</th> <th colspan="2">スリーブタイプ継手工</th> <th colspan="2">ジョイントタイプ継手工</th> <th colspan="2">ジョイント継手工</th> </tr> <tr> <th>特殊作業員</th> <th>普通作業員</th> <th>特殊作業員</th> <th>普通作業員</th> <th>特殊作業員</th> <th>普通作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20</td><td>—</td><td>—</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td>0.01</td></tr> <tr><td>25</td><td>—</td><td>—</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td>0.01</td></tr> <tr><td>32</td><td>—</td><td>—</td><td>0.02</td><td>0.02</td><td>0.01</td><td>0.01</td></tr> <tr><td>40</td><td>—</td><td>—</td><td>0.03</td><td>0.03</td><td>0.02</td><td>0.02</td></tr> <tr><td>50(65)</td><td>0.05</td><td>0.05</td><td>0.03</td><td>0.03</td><td>0.02</td><td>0.02</td></tr> <tr><td>75(80)</td><td>0.06</td><td>0.06</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.03</td><td>0.03</td></tr> <tr><td>100</td><td>0.08</td><td>0.08</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.03</td><td>0.03</td></tr> <tr><td>125</td><td>0.09</td><td>0.09</td><td>0.05</td><td>0.05</td><td>0.04</td><td>0.04</td></tr> <tr><td>150</td><td>0.09</td><td>0.09</td><td>0.05</td><td>0.05</td><td>0.04</td><td>0.04</td></tr> <tr><td>200</td><td>0.10</td><td>0.10</td><td>0.06</td><td>0.06</td><td>0.05</td><td>0.05</td></tr> <tr><td>250</td><td>0.13</td><td>0.13</td><td>0.07</td><td>0.07</td><td>0.06</td><td>0.06</td></tr> <tr><td>300</td><td>0.14</td><td>0.14</td><td>0.09</td><td>0.09</td><td>0.07</td><td>0.07</td></tr> <tr><td>350</td><td>0.14</td><td>0.14</td><td>0.09</td><td>0.09</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>400</td><td>0.14</td><td>0.14</td><td>0.10</td><td>0.10</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>450</td><td>0.14</td><td>0.14</td><td>0.11</td><td>0.11</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>500</td><td>0.18</td><td>0.18</td><td>0.12</td><td>0.12</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>600</td><td>0.19</td><td>0.19</td><td>0.14</td><td>0.14</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>700</td><td>0.25</td><td>0.25</td><td>0.16</td><td>0.16</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	工 種	適 用 歩 掛	備 考	特殊継手工	局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. スリーブタイプ継手及びジョイントタイプ継手とは、エクステンション並びにフレキシビリティを目的とする接合継手施工方法をいう。	口径	スリーブタイプ継手工		ジョイントタイプ継手工		ジョイント継手工		特殊作業員	普通作業員	特殊作業員	普通作業員	特殊作業員	普通作業員	20	—	—	0.01	0.01	0.01	0.01	25	—	—	0.01	0.01	0.01	0.01	32	—	—	0.02	0.02	0.01	0.01	40	—	—	0.03	0.03	0.02	0.02	50(65)	0.05	0.05	0.03	0.03	0.02	0.02	75(80)	0.06	0.06	0.04	0.04	0.03	0.03	100	0.08	0.08	0.04	0.04	0.03	0.03	125	0.09	0.09	0.05	0.05	0.04	0.04	150	0.09	0.09	0.05	0.05	0.04	0.04	200	0.10	0.10	0.06	0.06	0.05	0.05	250	0.13	0.13	0.07	0.07	0.06	0.06	300	0.14	0.14	0.09	0.09	0.07	0.07	350	0.14	0.14	0.09	0.09	—	—	400	0.14	0.14	0.10	0.10	—	—	450	0.14	0.14	0.11	0.11	—	—	500	0.18	0.18	0.12	0.12	—	—	600	0.19	0.19	0.14	0.14	—	—	700	0.25	0.25	0.16	0.16	—	—	<p>13 特殊継手工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>適 用 歩 掛</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特殊継手工</td> <td>局歩掛</td> <td> 1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. スリーブタイプ継手及びジョイントタイプ継手とは、エクステンション並びにフレキシビリティを目的とする接合継手施工方法をいう。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>1個当り歩掛表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口径</th> <th colspan="2">スリーブタイプ継手工</th> <th colspan="2">ジョイントタイプ継手工</th> <th colspan="2">ジョイント継手工</th> </tr> <tr> <th>配管工</th> <th>普通作業員</th> <th>配管工</th> <th>普通作業員</th> <th>配管工</th> <th>普通作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20</td><td>—</td><td>—</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td>0.01</td></tr> <tr><td>25</td><td>—</td><td>—</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td>0.01</td></tr> <tr><td>32</td><td>—</td><td>—</td><td>0.02</td><td>0.02</td><td>0.01</td><td>0.01</td></tr> <tr><td>40</td><td>—</td><td>—</td><td>0.03</td><td>0.03</td><td>0.02</td><td>0.02</td></tr> <tr><td>50(65)</td><td>0.05</td><td>0.05</td><td>0.03</td><td>0.03</td><td>0.02</td><td>0.02</td></tr> <tr><td>75(80)</td><td>0.06</td><td>0.06</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.03</td><td>0.03</td></tr> <tr><td>100</td><td>0.08</td><td>0.08</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.03</td><td>0.03</td></tr> <tr><td>125</td><td>0.09</td><td>0.09</td><td>0.05</td><td>0.05</td><td>0.04</td><td>0.04</td></tr> <tr><td>150</td><td>0.09</td><td>0.09</td><td>0.05</td><td>0.05</td><td>0.04</td><td>0.04</td></tr> <tr><td>200</td><td>0.10</td><td>0.10</td><td>0.06</td><td>0.06</td><td>0.05</td><td>0.05</td></tr> <tr><td>250</td><td>0.13</td><td>0.13</td><td>0.07</td><td>0.07</td><td>0.06</td><td>0.06</td></tr> <tr><td>300</td><td>0.14</td><td>0.14</td><td>0.09</td><td>0.09</td><td>0.07</td><td>0.07</td></tr> <tr><td>350</td><td>0.14</td><td>0.14</td><td>0.09</td><td>0.09</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>400</td><td>0.14</td><td>0.14</td><td>0.10</td><td>0.10</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>450</td><td>0.14</td><td>0.14</td><td>0.11</td><td>0.11</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>500</td><td>0.18</td><td>0.18</td><td>0.12</td><td>0.12</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>600</td><td>0.19</td><td>0.19</td><td>0.14</td><td>0.14</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>700</td><td>0.25</td><td>0.25</td><td>0.16</td><td>0.16</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	工 種	適 用 歩 掛	備 考	特殊継手工	局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. スリーブタイプ継手及びジョイントタイプ継手とは、エクステンション並びにフレキシビリティを目的とする接合継手施工方法をいう。	口径	スリーブタイプ継手工		ジョイントタイプ継手工		ジョイント継手工		配管工	普通作業員	配管工	普通作業員	配管工	普通作業員	20	—	—	0.01	0.01	0.01	0.01	25	—	—	0.01	0.01	0.01	0.01	32	—	—	0.02	0.02	0.01	0.01	40	—	—	0.03	0.03	0.02	0.02	50(65)	0.05	0.05	0.03	0.03	0.02	0.02	75(80)	0.06	0.06	0.04	0.04	0.03	0.03	100	0.08	0.08	0.04	0.04	0.03	0.03	125	0.09	0.09	0.05	0.05	0.04	0.04	150	0.09	0.09	0.05	0.05	0.04	0.04	200	0.10	0.10	0.06	0.06	0.05	0.05	250	0.13	0.13	0.07	0.07	0.06	0.06	300	0.14	0.14	0.09	0.09	0.07	0.07	350	0.14	0.14	0.09	0.09	—	—	400	0.14	0.14	0.10	0.10	—	—	450	0.14	0.14	0.11	0.11	—	—	500	0.18	0.18	0.12	0.12	—	—	600	0.19	0.19	0.14	0.14	—	—	700	0.25	0.25	0.16	0.16	—	—
工 種	適 用 歩 掛	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
特殊継手工	局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. スリーブタイプ継手及びジョイントタイプ継手とは、エクステンション並びにフレキシビリティを目的とする接合継手施工方法をいう。																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
口径	スリーブタイプ継手工		ジョイントタイプ継手工		ジョイント継手工																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	特殊作業員	普通作業員	特殊作業員	普通作業員	特殊作業員	普通作業員																																																																																																																																																																																																																																																																																														
20	—	—	0.01	0.01	0.01	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																																														
25	—	—	0.01	0.01	0.01	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																																														
32	—	—	0.02	0.02	0.01	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																																														
40	—	—	0.03	0.03	0.02	0.02																																																																																																																																																																																																																																																																																														
50(65)	0.05	0.05	0.03	0.03	0.02	0.02																																																																																																																																																																																																																																																																																														
75(80)	0.06	0.06	0.04	0.04	0.03	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																																														
100	0.08	0.08	0.04	0.04	0.03	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																																														
125	0.09	0.09	0.05	0.05	0.04	0.04																																																																																																																																																																																																																																																																																														
150	0.09	0.09	0.05	0.05	0.04	0.04																																																																																																																																																																																																																																																																																														
200	0.10	0.10	0.06	0.06	0.05	0.05																																																																																																																																																																																																																																																																																														
250	0.13	0.13	0.07	0.07	0.06	0.06																																																																																																																																																																																																																																																																																														
300	0.14	0.14	0.09	0.09	0.07	0.07																																																																																																																																																																																																																																																																																														
350	0.14	0.14	0.09	0.09	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																														
400	0.14	0.14	0.10	0.10	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																														
450	0.14	0.14	0.11	0.11	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																														
500	0.18	0.18	0.12	0.12	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																														
600	0.19	0.19	0.14	0.14	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																														
700	0.25	0.25	0.16	0.16	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																														
工 種	適 用 歩 掛	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
特殊継手工	局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. スリーブタイプ継手及びジョイントタイプ継手とは、エクステンション並びにフレキシビリティを目的とする接合継手施工方法をいう。																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
口径	スリーブタイプ継手工		ジョイントタイプ継手工		ジョイント継手工																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	配管工	普通作業員	配管工	普通作業員	配管工	普通作業員																																																																																																																																																																																																																																																																																														
20	—	—	0.01	0.01	0.01	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																																														
25	—	—	0.01	0.01	0.01	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																																														
32	—	—	0.02	0.02	0.01	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																																														
40	—	—	0.03	0.03	0.02	0.02																																																																																																																																																																																																																																																																																														
50(65)	0.05	0.05	0.03	0.03	0.02	0.02																																																																																																																																																																																																																																																																																														
75(80)	0.06	0.06	0.04	0.04	0.03	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																																														
100	0.08	0.08	0.04	0.04	0.03	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																																														
125	0.09	0.09	0.05	0.05	0.04	0.04																																																																																																																																																																																																																																																																																														
150	0.09	0.09	0.05	0.05	0.04	0.04																																																																																																																																																																																																																																																																																														
200	0.10	0.10	0.06	0.06	0.05	0.05																																																																																																																																																																																																																																																																																														
250	0.13	0.13	0.07	0.07	0.06	0.06																																																																																																																																																																																																																																																																																														
300	0.14	0.14	0.09	0.09	0.07	0.07																																																																																																																																																																																																																																																																																														
350	0.14	0.14	0.09	0.09	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																														
400	0.14	0.14	0.10	0.10	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																														
450	0.14	0.14	0.11	0.11	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																														
500	0.18	0.18	0.12	0.12	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																														
600	0.19	0.19	0.14	0.14	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																														
700	0.25	0.25	0.16	0.16	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																														

水道施設積算基準(令和8年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)																																																						
積算基準 第3章 第3節 14 3.3-24	<p>14 その他(1)</p> <table border="1" data-bbox="336 287 1131 598"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>適 用 歩 掛</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スレンド#取付工</td> <td>局歩掛</td> <td>1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1 基当り歩掛表</td> </tr> <tr> <th>スレンド#長</th> <th>特殊作業員 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> </tr> <tr> <td>1m未満</td> <td>0.01</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>1～2m</td> <td>0.02</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>2～3m</td> <td>0.02</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>3～5m</td> <td>0.03</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>5～7m</td> <td>0.03</td> <td>0.06</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	適 用 歩 掛	備 考	スレンド#取付工	局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。	1 基当り歩掛表			スレンド#長	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	1m未満	0.01	0.02	1～2m	0.02	0.03	2～3m	0.02	0.04	3～5m	0.03	0.05	5～7m	0.03	0.06	<p>14 その他(1)</p> <table border="1" data-bbox="1265 295 2060 606"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>適 用 歩 掛</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スレンド#取付工</td> <td>局歩掛</td> <td>1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1 基当り歩掛表</td> </tr> <tr> <th>スレンド#長</th> <th>配管工 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> </tr> <tr> <td>1m未満</td> <td>0.01</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>1～2m</td> <td>0.02</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>2～3m</td> <td>0.02</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>3～5m</td> <td>0.03</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>5～7m</td> <td>0.03</td> <td>0.06</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	適 用 歩 掛	備 考	スレンド#取付工	局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。	1 基当り歩掛表			スレンド#長	配管工 (人)	普通作業員 (人)	1m未満	0.01	0.02	1～2m	0.02	0.03	2～3m	0.02	0.04	3～5m	0.03	0.05	5～7m	0.03	0.06
工 種	適 用 歩 掛	備 考																																																						
スレンド#取付工	局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。																																																						
1 基当り歩掛表																																																								
スレンド#長	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)																																																						
1m未満	0.01	0.02																																																						
1～2m	0.02	0.03																																																						
2～3m	0.02	0.04																																																						
3～5m	0.03	0.05																																																						
5～7m	0.03	0.06																																																						
工 種	適 用 歩 掛	備 考																																																						
スレンド#取付工	局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。																																																						
1 基当り歩掛表																																																								
スレンド#長	配管工 (人)	普通作業員 (人)																																																						
1m未満	0.01	0.02																																																						
1～2m	0.02	0.03																																																						
2～3m	0.02	0.04																																																						
3～5m	0.03	0.05																																																						
5～7m	0.03	0.06																																																						

水道施設積算基準(令和8年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)																																																																																																																																																																																																																																										
積算基準 第3章 第3節 15 3.3-26	<p>15 レンタルパイプ方式仮設配管工 (1)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">工 種</th> <th style="width: 30%;">適 用 歩 掛</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">適用範囲 当該工種は、レンタルパイプ (鋼管) 方式による仮設配水管工事に適用する。</td> </tr> <tr> <td>鋼管据付・撤去</td> <td>局歩掛</td> <td>1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 撤去 (据付の70%) を含む。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10m当り歩掛表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">呼び径</td> <td style="text-align: center;">特殊作業員 (人)</td> <td style="text-align: center;">普通作業員 (人)</td> <td style="text-align: center;">クレーン付トラック運転 (h)</td> <td style="text-align: center;">適 用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 50</td> <td style="text-align: center;">0.12</td> <td style="text-align: center;">0.12</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: top;">1. クレーン装置付トラックは、4t 積2.9t吊とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 75</td> <td style="text-align: center;">0.14</td> <td style="text-align: center;">0.14</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 100</td> <td style="text-align: center;">0.17</td> <td style="text-align: center;">0.17</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 150</td> <td style="text-align: center;">0.07</td> <td style="text-align: center;">0.14</td> <td style="text-align: center;">0.73</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 200</td> <td style="text-align: center;">0.09</td> <td style="text-align: center;">0.18</td> <td style="text-align: center;">0.94</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 300</td> <td style="text-align: center;">0.10</td> <td style="text-align: center;">0.20</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> </tr> <tr> <td colspan="3">鋼管接合・取外</td> <td>局歩掛</td> <td>1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 取外 (接合の70%) を含む。</td> </tr> <tr> <td colspan="5">1口当り歩掛表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">呼び径</td> <td style="text-align: center;">特殊作業員 (人)</td> <td style="text-align: center;">普通作業員 (人)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">適 用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 50</td> <td style="text-align: center;">0.03</td> <td style="text-align: center;">0.03</td> <td colspan="2" rowspan="6" style="vertical-align: top;">給水分岐材の設置・取外しにも適用する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 75</td> <td style="text-align: center;">0.05</td> <td style="text-align: center;">0.05</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 100</td> <td style="text-align: center;">0.05</td> <td style="text-align: center;">0.05</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 150</td> <td style="text-align: center;">0.07</td> <td style="text-align: center;">0.07</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 200</td> <td style="text-align: center;">0.09</td> <td style="text-align: center;">0.09</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 300</td> <td style="text-align: center;">0.12</td> <td style="text-align: center;">0.12</td> </tr> <tr> <td colspan="3">仮設バルブ据付・撤去</td> <td>局歩掛</td> <td>1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 撤去 (据付の70%) を含む。 3. 継手工は含まない。</td> </tr> <tr> <td colspan="5">1基当り歩掛表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">呼び径</td> <td style="text-align: center;">特殊作業員 (人)</td> <td style="text-align: center;">普通作業員 (人)</td> <td style="text-align: center;">クレーン付トラック運転 (h)</td> <td style="text-align: center;">適 用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 50</td> <td style="text-align: center;">0.03</td> <td style="text-align: center;">0.03</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: top;">1. クレーン装置付トラックは、4t 積2.9t吊とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 75</td> <td style="text-align: center;">0.07</td> <td style="text-align: center;">0.07</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 100</td> <td style="text-align: center;">0.10</td> <td style="text-align: center;">0.10</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 150</td> <td style="text-align: center;">0.03</td> <td style="text-align: center;">0.06</td> <td style="text-align: center;">0.31</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 200</td> <td style="text-align: center;">0.09</td> <td style="text-align: center;">0.18</td> <td style="text-align: center;">0.94</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 300</td> <td style="text-align: center;">0.10</td> <td style="text-align: center;">0.20</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	適 用 歩 掛	備 考	適用範囲 当該工種は、レンタルパイプ (鋼管) 方式による仮設配水管工事に適用する。			鋼管据付・撤去	局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 撤去 (据付の70%) を含む。	10m当り歩掛表			呼び径	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	クレーン付トラック運転 (h)	適 用	φ 50	0.12	0.12	—	1. クレーン装置付トラックは、4t 積2.9t吊とする。	φ 75	0.14	0.14	—	φ 100	0.17	0.17	—	φ 150	0.07	0.14	0.73	φ 200	0.09	0.18	0.94	φ 300	0.10	0.20	1.04	鋼管接合・取外			局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 取外 (接合の70%) を含む。	1口当り歩掛表					呼び径	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	適 用		φ 50	0.03	0.03	給水分岐材の設置・取外しにも適用する。		φ 75	0.05	0.05	φ 100	0.05	0.05	φ 150	0.07	0.07	φ 200	0.09	0.09	φ 300	0.12	0.12	仮設バルブ据付・撤去			局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 撤去 (据付の70%) を含む。 3. 継手工は含まない。	1基当り歩掛表					呼び径	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	クレーン付トラック運転 (h)	適 用	φ 50	0.03	0.03	—	1. クレーン装置付トラックは、4t 積2.9t吊とする。	φ 75	0.07	0.07	—	φ 100	0.10	0.10	—	φ 150	0.03	0.06	0.31	φ 200	0.09	0.18	0.94	φ 300	0.10	0.20	1.04	<p>15 レンタルパイプ方式仮設配管工 (1)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">工 種</th> <th style="width: 30%;">適 用 歩 掛</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">適用範囲 当該工種は、レンタルパイプ (鋼管) 方式による仮設配水管工事に適用する。</td> </tr> <tr> <td>鋼管据付・撤去</td> <td>局歩掛</td> <td>1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 撤去 (据付の70%) を含む。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10m当り歩掛表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">呼び径</td> <td style="text-align: center;">配管工 (人)</td> <td style="text-align: center;">普通作業員 (人)</td> <td style="text-align: center;">クレーン付トラック運転 (h)</td> <td style="text-align: center;">適 用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 50</td> <td style="text-align: center;">0.12</td> <td style="text-align: center;">0.12</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: top;">1. クレーン装置付トラックは、4t 積2.9t吊とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 75</td> <td style="text-align: center;">0.14</td> <td style="text-align: center;">0.14</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 100</td> <td style="text-align: center;">0.17</td> <td style="text-align: center;">0.17</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 150</td> <td style="text-align: center;">0.07</td> <td style="text-align: center;">0.14</td> <td style="text-align: center;">0.73</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 200</td> <td style="text-align: center;">0.09</td> <td style="text-align: center;">0.18</td> <td style="text-align: center;">0.94</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 300</td> <td style="text-align: center;">0.10</td> <td style="text-align: center;">0.20</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> </tr> <tr> <td colspan="3">鋼管接合・取外</td> <td>局歩掛</td> <td>1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 取外 (接合の70%) を含む。</td> </tr> <tr> <td colspan="5">1口当り歩掛表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">呼び径</td> <td style="text-align: center;">配管工 (人)</td> <td style="text-align: center;">普通作業員 (人)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">適 用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 50</td> <td style="text-align: center;">0.03</td> <td style="text-align: center;">0.03</td> <td colspan="2" rowspan="6" style="vertical-align: top;">給水分岐材の設置・取外しにも適用する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 75</td> <td style="text-align: center;">0.05</td> <td style="text-align: center;">0.05</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 100</td> <td style="text-align: center;">0.05</td> <td style="text-align: center;">0.05</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 150</td> <td style="text-align: center;">0.07</td> <td style="text-align: center;">0.07</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 200</td> <td style="text-align: center;">0.09</td> <td style="text-align: center;">0.09</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 300</td> <td style="text-align: center;">0.12</td> <td style="text-align: center;">0.12</td> </tr> <tr> <td colspan="3">仮設バルブ据付・撤去</td> <td>局歩掛</td> <td>1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 撤去 (据付の70%) を含む。 3. 継手工は含まない。</td> </tr> <tr> <td colspan="5">1基当り歩掛表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">呼び径</td> <td style="text-align: center;">配管工 (人)</td> <td style="text-align: center;">普通作業員 (人)</td> <td style="text-align: center;">クレーン付トラック運転 (h)</td> <td style="text-align: center;">適 用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 50</td> <td style="text-align: center;">0.03</td> <td style="text-align: center;">0.03</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: top;">1. クレーン装置付トラックは、4t 積2.9t吊とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 75</td> <td style="text-align: center;">0.07</td> <td style="text-align: center;">0.07</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 100</td> <td style="text-align: center;">0.10</td> <td style="text-align: center;">0.10</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 150</td> <td style="text-align: center;">0.03</td> <td style="text-align: center;">0.06</td> <td style="text-align: center;">0.31</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 200</td> <td style="text-align: center;">0.09</td> <td style="text-align: center;">0.18</td> <td style="text-align: center;">0.94</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 300</td> <td style="text-align: center;">0.10</td> <td style="text-align: center;">0.20</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	適 用 歩 掛	備 考	適用範囲 当該工種は、レンタルパイプ (鋼管) 方式による仮設配水管工事に適用する。			鋼管据付・撤去	局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 撤去 (据付の70%) を含む。	10m当り歩掛表			呼び径	配管工 (人)	普通作業員 (人)	クレーン付トラック運転 (h)	適 用	φ 50	0.12	0.12	—	1. クレーン装置付トラックは、4t 積2.9t吊とする。	φ 75	0.14	0.14	—	φ 100	0.17	0.17	—	φ 150	0.07	0.14	0.73	φ 200	0.09	0.18	0.94	φ 300	0.10	0.20	1.04	鋼管接合・取外			局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 取外 (接合の70%) を含む。	1口当り歩掛表					呼び径	配管工 (人)	普通作業員 (人)	適 用		φ 50	0.03	0.03	給水分岐材の設置・取外しにも適用する。		φ 75	0.05	0.05	φ 100	0.05	0.05	φ 150	0.07	0.07	φ 200	0.09	0.09	φ 300	0.12	0.12	仮設バルブ据付・撤去			局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 撤去 (据付の70%) を含む。 3. 継手工は含まない。	1基当り歩掛表					呼び径	配管工 (人)	普通作業員 (人)	クレーン付トラック運転 (h)	適 用	φ 50	0.03	0.03	—	1. クレーン装置付トラックは、4t 積2.9t吊とする。	φ 75	0.07	0.07	—	φ 100	0.10	0.10	—	φ 150	0.03	0.06	0.31	φ 200	0.09	0.18	0.94	φ 300	0.10	0.20	1.04
工 種	適 用 歩 掛	備 考																																																																																																																																																																																																																																										
適用範囲 当該工種は、レンタルパイプ (鋼管) 方式による仮設配水管工事に適用する。																																																																																																																																																																																																																																												
鋼管据付・撤去	局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 撤去 (据付の70%) を含む。																																																																																																																																																																																																																																										
10m当り歩掛表																																																																																																																																																																																																																																												
呼び径	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	クレーン付トラック運転 (h)	適 用																																																																																																																																																																																																																																								
φ 50	0.12	0.12	—	1. クレーン装置付トラックは、4t 積2.9t吊とする。																																																																																																																																																																																																																																								
φ 75	0.14	0.14	—																																																																																																																																																																																																																																									
φ 100	0.17	0.17	—																																																																																																																																																																																																																																									
φ 150	0.07	0.14	0.73																																																																																																																																																																																																																																									
φ 200	0.09	0.18	0.94																																																																																																																																																																																																																																									
φ 300	0.10	0.20	1.04																																																																																																																																																																																																																																									
鋼管接合・取外			局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 取外 (接合の70%) を含む。																																																																																																																																																																																																																																								
1口当り歩掛表																																																																																																																																																																																																																																												
呼び径	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	適 用																																																																																																																																																																																																																																									
φ 50	0.03	0.03	給水分岐材の設置・取外しにも適用する。																																																																																																																																																																																																																																									
φ 75	0.05	0.05																																																																																																																																																																																																																																										
φ 100	0.05	0.05																																																																																																																																																																																																																																										
φ 150	0.07	0.07																																																																																																																																																																																																																																										
φ 200	0.09	0.09																																																																																																																																																																																																																																										
φ 300	0.12	0.12																																																																																																																																																																																																																																										
仮設バルブ据付・撤去			局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 撤去 (据付の70%) を含む。 3. 継手工は含まない。																																																																																																																																																																																																																																								
1基当り歩掛表																																																																																																																																																																																																																																												
呼び径	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	クレーン付トラック運転 (h)	適 用																																																																																																																																																																																																																																								
φ 50	0.03	0.03	—	1. クレーン装置付トラックは、4t 積2.9t吊とする。																																																																																																																																																																																																																																								
φ 75	0.07	0.07	—																																																																																																																																																																																																																																									
φ 100	0.10	0.10	—																																																																																																																																																																																																																																									
φ 150	0.03	0.06	0.31																																																																																																																																																																																																																																									
φ 200	0.09	0.18	0.94																																																																																																																																																																																																																																									
φ 300	0.10	0.20	1.04																																																																																																																																																																																																																																									
工 種	適 用 歩 掛	備 考																																																																																																																																																																																																																																										
適用範囲 当該工種は、レンタルパイプ (鋼管) 方式による仮設配水管工事に適用する。																																																																																																																																																																																																																																												
鋼管据付・撤去	局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 撤去 (据付の70%) を含む。																																																																																																																																																																																																																																										
10m当り歩掛表																																																																																																																																																																																																																																												
呼び径	配管工 (人)	普通作業員 (人)	クレーン付トラック運転 (h)	適 用																																																																																																																																																																																																																																								
φ 50	0.12	0.12	—	1. クレーン装置付トラックは、4t 積2.9t吊とする。																																																																																																																																																																																																																																								
φ 75	0.14	0.14	—																																																																																																																																																																																																																																									
φ 100	0.17	0.17	—																																																																																																																																																																																																																																									
φ 150	0.07	0.14	0.73																																																																																																																																																																																																																																									
φ 200	0.09	0.18	0.94																																																																																																																																																																																																																																									
φ 300	0.10	0.20	1.04																																																																																																																																																																																																																																									
鋼管接合・取外			局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 取外 (接合の70%) を含む。																																																																																																																																																																																																																																								
1口当り歩掛表																																																																																																																																																																																																																																												
呼び径	配管工 (人)	普通作業員 (人)	適 用																																																																																																																																																																																																																																									
φ 50	0.03	0.03	給水分岐材の設置・取外しにも適用する。																																																																																																																																																																																																																																									
φ 75	0.05	0.05																																																																																																																																																																																																																																										
φ 100	0.05	0.05																																																																																																																																																																																																																																										
φ 150	0.07	0.07																																																																																																																																																																																																																																										
φ 200	0.09	0.09																																																																																																																																																																																																																																										
φ 300	0.12	0.12																																																																																																																																																																																																																																										
仮設バルブ据付・撤去			局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 撤去 (据付の70%) を含む。 3. 継手工は含まない。																																																																																																																																																																																																																																								
1基当り歩掛表																																																																																																																																																																																																																																												
呼び径	配管工 (人)	普通作業員 (人)	クレーン付トラック運転 (h)	適 用																																																																																																																																																																																																																																								
φ 50	0.03	0.03	—	1. クレーン装置付トラックは、4t 積2.9t吊とする。																																																																																																																																																																																																																																								
φ 75	0.07	0.07	—																																																																																																																																																																																																																																									
φ 100	0.10	0.10	—																																																																																																																																																																																																																																									
φ 150	0.03	0.06	0.31																																																																																																																																																																																																																																									
φ 200	0.09	0.18	0.94																																																																																																																																																																																																																																									
φ 300	0.10	0.20	1.04																																																																																																																																																																																																																																									

水道施設積算基準(令和8年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)																																																												
積算基準 第3章 第3節 15 3.3-27	<p>15 レンタルパイプ方式仮設配管工 (2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>適 用 歩 掛</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設消火栓据付・撤去</td> <td>局歩掛</td> <td>1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 撤去(据付の70%)を含む。 3. 継手工は含まない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 基当り歩掛表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>特殊作業員 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50×40</td> <td>0.03</td> <td>0.03</td> <td></td> </tr> <tr> <td>75×65</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>適 用 歩 掛</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設空気弁据付・撤去</td> <td>局歩掛</td> <td>1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 撤去(据付の70%)を含む。 3. 継手工は含まない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 基当り歩掛表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特殊作業員 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工 種	適 用 歩 掛	備 考	仮設消火栓据付・撤去	局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 撤去(据付の70%)を含む。 3. 継手工は含まない。	呼び径	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	適 用	50×40	0.03	0.03		75×65	0.05	0.05		工 種	適 用 歩 掛	備 考	仮設空気弁据付・撤去	局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 撤去(据付の70%)を含む。 3. 継手工は含まない。	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	適 用	0.05	0.05		<p>15 レンタルパイプ方式仮設配管工 (2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>適 用 歩 掛</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設消火栓据付・撤去</td> <td>局歩掛</td> <td>1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 撤去(据付の70%)を含む。 3. 継手工は含まない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 基当り歩掛表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>配管工 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50×40</td> <td>0.03</td> <td>0.03</td> <td></td> </tr> <tr> <td>75×65</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>適 用 歩 掛</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設空気弁据付・撤去</td> <td>局歩掛</td> <td>1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 撤去(据付の70%)を含む。 3. 継手工は含まない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 基当り歩掛表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配管工 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工 種	適 用 歩 掛	備 考	仮設消火栓据付・撤去	局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 撤去(据付の70%)を含む。 3. 継手工は含まない。	呼び径	配管工 (人)	普通作業員 (人)	適 用	50×40	0.03	0.03		75×65	0.05	0.05		工 種	適 用 歩 掛	備 考	仮設空気弁据付・撤去	局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 撤去(据付の70%)を含む。 3. 継手工は含まない。	配管工 (人)	普通作業員 (人)	適 用	0.05	0.05	
工 種	適 用 歩 掛	備 考																																																												
仮設消火栓据付・撤去	局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 撤去(据付の70%)を含む。 3. 継手工は含まない。																																																												
呼び径	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	適 用																																																											
50×40	0.03	0.03																																																												
75×65	0.05	0.05																																																												
工 種	適 用 歩 掛	備 考																																																												
仮設空気弁据付・撤去	局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 撤去(据付の70%)を含む。 3. 継手工は含まない。																																																												
特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	適 用																																																												
0.05	0.05																																																													
工 種	適 用 歩 掛	備 考																																																												
仮設消火栓据付・撤去	局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 撤去(据付の70%)を含む。 3. 継手工は含まない。																																																												
呼び径	配管工 (人)	普通作業員 (人)	適 用																																																											
50×40	0.03	0.03																																																												
75×65	0.05	0.05																																																												
工 種	適 用 歩 掛	備 考																																																												
仮設空気弁据付・撤去	局歩掛	1. 国庫・県費補助事業に係る工事費積算には使用できない。 2. 撤去(据付の70%)を含む。 3. 継手工は含まない。																																																												
配管工 (人)	普通作業員 (人)	適 用																																																												
0.05	0.05																																																													

水道施設積算基準(令和8年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)			旧 (現 行)														
積算基準 第3章 第3節 16 3.3-27	<p>16 通水試験工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="331 280 589 304">工 種</th> <th data-bbox="589 280 745 304">適 用 歩 掛</th> <th data-bbox="745 280 1144 304">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="331 304 589 667"> 通水試験 (φ800以下に適用) </td> <td data-bbox="589 304 745 667"> 第1編 実務必携 第5章 その他歩掛 第1節 </td> <td data-bbox="745 304 1144 667"> 1. 器具損料及び諸雑費は、排気設備、蓋板、各種コック、ホース(給水車)、テストポンプ 据付撤去、運転費、その他雑費工具類を含む。 2. 給水車で注水する場合は、タンク容量6m³を標準とする。 3. 最小計上日数は0.2日とする。 3. 技術管理費に積上げ計上する。 ※単位数量は、0.01日に四捨五入 4. レンタル(リース)による場合に限り、給水車の賃料は別途計上すること。 5. 通水試験工の1日当り試験距離以下の日数の算出は、次式による。ただし、1日当り試験距離は適用範囲の最小値とする。 通水試験(日)＝通水試験距離(m) ／1日当り試験距離(m) </td> </tr> </tbody> </table>			工 種	適 用 歩 掛	備 考	通水試験 (φ800以下に適用)	第1編 実務必携 第5章 その他歩掛 第1節	1. 器具損料及び諸雑費は、排気設備、蓋板、各種コック、ホース(給水車)、テストポンプ 据付撤去、運転費、その他雑費工具類を含む。 2. 給水車で注水する場合は、タンク容量6m ³ を標準とする。 3. 最小計上日数は0.2日とする。 3. 技術管理費に積上げ計上する。 ※単位数量は、0.01日に四捨五入 4. レンタル(リース)による場合に限り、給水車の賃料は別途計上すること。 5. 通水試験工の1日当り試験距離以下の日数の算出は、次式による。ただし、1日当り試験距離は適用範囲の最小値とする。 通水試験(日)＝通水試験距離(m) ／1日当り試験距離(m)	<p>16 通水試験工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1263 280 1520 304">工 種</th> <th data-bbox="1520 280 1677 304">適 用 歩 掛</th> <th data-bbox="1677 280 2063 304">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1263 304 1520 667"> 通水試験 (φ800以下に適用) </td> <td data-bbox="1520 304 1677 667"> 第1編 実務必携 第5章 その他歩掛 第1節 </td> <td data-bbox="1677 304 2063 667"> 1. 器具損料及び諸雑費は、排気設備、蓋板、各種コック、ホース(給水車)、テストポンプ 据付撤去、運転費、その他雑費工具類を含む。 2. 給水車で注水する場合は、タンク容量6m³を標準とする。 3. 最小計上日数は0.2日とする。 4. 技術管理費に積上げ計上する。 5. レンタル(リース)による場合に限り、給水車の賃料は別途計上すること。 6. 通水試験工の1日当り試験距離以下の日数の算出は、次式による。ただし、1日当り試験距離は適用範囲の最小値とする。 通水試験(日)＝通水試験距離(m) ／1日当り試験距離(m) </td> </tr> </tbody> </table>			工 種	適 用 歩 掛	備 考	通水試験 (φ800以下に適用)	第1編 実務必携 第5章 その他歩掛 第1節	1. 器具損料及び諸雑費は、排気設備、蓋板、各種コック、ホース(給水車)、テストポンプ 据付撤去、運転費、その他雑費工具類を含む。 2. 給水車で注水する場合は、タンク容量6m ³ を標準とする。 3. 最小計上日数は0.2日とする。 4. 技術管理費に積上げ計上する。 5. レンタル(リース)による場合に限り、給水車の賃料は別途計上すること。 6. 通水試験工の1日当り試験距離以下の日数の算出は、次式による。ただし、1日当り試験距離は適用範囲の最小値とする。 通水試験(日)＝通水試験距離(m) ／1日当り試験距離(m)
工 種	適 用 歩 掛	備 考																
通水試験 (φ800以下に適用)	第1編 実務必携 第5章 その他歩掛 第1節	1. 器具損料及び諸雑費は、排気設備、蓋板、各種コック、ホース(給水車)、テストポンプ 据付撤去、運転費、その他雑費工具類を含む。 2. 給水車で注水する場合は、タンク容量6m ³ を標準とする。 3. 最小計上日数は0.2日とする。 3. 技術管理費に積上げ計上する。 ※単位数量は、0.01日に四捨五入 4. レンタル(リース)による場合に限り、給水車の賃料は別途計上すること。 5. 通水試験工の1日当り試験距離以下の日数の算出は、次式による。ただし、1日当り試験距離は適用範囲の最小値とする。 通水試験(日)＝通水試験距離(m) ／1日当り試験距離(m)																
工 種	適 用 歩 掛	備 考																
通水試験 (φ800以下に適用)	第1編 実務必携 第5章 その他歩掛 第1節	1. 器具損料及び諸雑費は、排気設備、蓋板、各種コック、ホース(給水車)、テストポンプ 据付撤去、運転費、その他雑費工具類を含む。 2. 給水車で注水する場合は、タンク容量6m ³ を標準とする。 3. 最小計上日数は0.2日とする。 4. 技術管理費に積上げ計上する。 5. レンタル(リース)による場合に限り、給水車の賃料は別途計上すること。 6. 通水試験工の1日当り試験距離以下の日数の算出は、次式による。ただし、1日当り試験距離は適用範囲の最小値とする。 通水試験(日)＝通水試験距離(m) ／1日当り試験距離(m)																

水道施設積算基準(令和8年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)																											
積算基準 第3章 第3節 17 3.3-28	<p style="text-align: center;">17 現場発生品及び支給品運搬</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">工 種</th> <th style="width: 20%;">適 用 步 掛</th> <th style="width: 60%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場発生品及び支給品運搬</td> <td>実務必携 第1章 1-2-3</td> <td> 1. 管及び弁類、防護柵、コンクリート2次製品等の現場発生品及び支給品の積込み・荷卸し及び運搬作業に適用する。 2. 発生(又は支給)する工種毎に直接工事費に計上する。 3. 運搬質量が2t未満の場合は2t積とし、2t以上の場合は4t積を標準とする。 4. 運搬質量が4t以上の場合の運搬回数は、計算例による。 3. 水道工事において発生する残管や既設管撤去等の撤去品については、現場発生品と同じ取扱いとす。 4. 積算方法は、国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編)第1編第2章③現場発生品及び支給品運搬による。 </td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 20px; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 削除 </div>	工 種	適 用 步 掛	備 考	現場発生品及び支給品運搬	実務必携 第1章 1-2-3	1. 管及び弁類、防護柵、コンクリート2次製品等の現場発生品及び支給品の積込み・荷卸し及び運搬作業に適用する。 2. 発生(又は支給)する工種毎に直接工事費に計上する。 3. 運搬質量が2t未満の場合は2t積とし、2t以上の場合は4t積を標準とする。 4. 運搬質量が4t以上の場合の運搬回数は、計算例による。 3. 水道工事において発生する残管や既設管撤去等の撤去品については、現場発生品と同じ取扱いとす。 4. 積算方法は、国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編)第1編第2章③現場発生品及び支給品運搬による。	<p style="text-align: center;">17 現場発生品及び支給品運搬</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">工 種</th> <th style="width: 20%;">適 用 步 掛</th> <th style="width: 60%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場発生品及び支給品運搬</td> <td>実務必携 第1章 1-2-3</td> <td> 1. 管及び弁類、防護柵、コンクリート2次製品等の現場発生品及び支給品の積込み・荷卸し及び運搬作業に適用する。 2. 発生(又は支給)する工種毎に直接工事費に計上する。 3. 運搬質量が2t未満の場合は2t積とし、2t以上の場合は4t積を標準とする。 4. 運搬質量が4t以上の場合の運搬回数は、計算例による。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">運搬機械 クレーン装置付トラック</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規 格</th> <th colspan="2">荷台寸法(参考)</th> </tr> <tr> <th>荷台長</th> <th>荷台幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2t積 2t吊</td> <td>L=3.0m</td> <td>W=1.6m</td> </tr> <tr> <td>4t積 2.9t吊</td> <td>L=3.4m</td> <td>W=2.0m</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">計算例 4t積クレーン装置付トラックで運搬重量14.5tを運搬する場合</p> $14.5 / 4.0 = 3.625 \approx 4\text{回}$ <table style="margin-top: 10px; width: 50%;"> <tr> <td>運搬回数</td> <td style="text-align: right;">4 回</td> </tr> <tr> <td>平均積載質量</td> <td style="text-align: right;">3.6 t</td> </tr> </table>	工 種	適 用 步 掛	備 考	現場発生品及び支給品運搬	実務必携 第1章 1-2-3	1. 管及び弁類、防護柵、コンクリート2次製品等の現場発生品及び支給品の積込み・荷卸し及び運搬作業に適用する。 2. 発生(又は支給)する工種毎に直接工事費に計上する。 3. 運搬質量が2t未満の場合は2t積とし、2t以上の場合は4t積を標準とする。 4. 運搬質量が4t以上の場合の運搬回数は、計算例による。	規 格	荷台寸法(参考)		荷台長	荷台幅	2t積 2t吊	L=3.0m	W=1.6m	4t積 2.9t吊	L=3.4m	W=2.0m	運搬回数	4 回	平均積載質量	3.6 t
工 種	適 用 步 掛	備 考																											
現場発生品及び支給品運搬	実務必携 第1章 1-2-3	1. 管及び弁類、防護柵、コンクリート2次製品等の現場発生品及び支給品の積込み・荷卸し及び運搬作業に適用する。 2. 発生(又は支給)する工種毎に直接工事費に計上する。 3. 運搬質量が2t未満の場合は2t積とし、2t以上の場合は4t積を標準とする。 4. 運搬質量が4t以上の場合の運搬回数は、計算例による。 3. 水道工事において発生する残管や既設管撤去等の撤去品については、現場発生品と同じ取扱いとす。 4. 積算方法は、国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編)第1編第2章③現場発生品及び支給品運搬による。																											
工 種	適 用 步 掛	備 考																											
現場発生品及び支給品運搬	実務必携 第1章 1-2-3	1. 管及び弁類、防護柵、コンクリート2次製品等の現場発生品及び支給品の積込み・荷卸し及び運搬作業に適用する。 2. 発生(又は支給)する工種毎に直接工事費に計上する。 3. 運搬質量が2t未満の場合は2t積とし、2t以上の場合は4t積を標準とする。 4. 運搬質量が4t以上の場合の運搬回数は、計算例による。																											
規 格	荷台寸法(参考)																												
	荷台長	荷台幅																											
2t積 2t吊	L=3.0m	W=1.6m																											
4t積 2.9t吊	L=3.4m	W=2.0m																											
運搬回数	4 回																												
平均積載質量	3.6 t																												

水道施設積算基準(令和8年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)
<p>積算基準</p> <p>第3章</p> <p>第4節</p> <p>3</p> <p>3.4-2</p>	<p>3 発生土・残土運搬に係る積算の考え方</p> <p>発生土や残土については、特記仕様書に処分場及び運搬距離に関する条件を明示することとし、積算の考え方は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事発生土は、運搬距離50kmの範囲内で他の工事現場等へ流用することを原則とするが、他の工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合に限り、残土処分とすることができる。 2 工事発生土が残土処分となる場合、指定する残土処分場の場所と運搬距離を明示すること。 3 処分場の選定にあたっては、公的機関の「スワッチ」[※]、市指定の民間有償処分場[※]について処分費、運搬費及び土質試験費[※]により経済比較し、最安値の処分場を選定すること。 <small>※令和8年5月から県市共同運営の「藤原スワッチ」(無償)が受入れ開始となり、積算上、運搬費のみを計上する</small> <small>※市指定の民間有償処分場は市工事検査課が毎年通知する「有償処分場リスト」による</small> <small>※土質試験費の試験項目は、各処分場の受入条件による</small> 4 工事発注後、残土処分場の都合により変更が生じた場合、運搬先及び運搬距離を変更することができるが、運搬先は別の公的機関の「スワッチ」又は市指定の有償処分場とすること。 5 上記1～4による工事発生土の処理が種々の理由により困難である場合、受注者選定による発生土受入地を運搬先に選定できるが、盛土崩壊や土砂流出等の公衆災害対策の有無、砂防法や盛土規制法等の各種法令違反がないことを確認すること。 	<p>3 発生土・残土運搬に係る積算の考え方</p> <p>発生土や残土については、特記仕様書に処理場及び運搬距離に関する条件を明示することとし、積算の考え方は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事発生土は運搬距離50kmの範囲内で他の工事現場へ流用することを原則とするが、他の工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合に限り、残土処理とすることができる。 2 工事発生土が残土処理となる場合、指定する残土処理場の場所と運搬距離を明示すること。 3 残土処理場が特定出来ない場合、運搬距離を明示することとする。 その場合の距離は、本積算基準「参考資料」による。 4 上記1、2の場合において、残土処理場のやむを得ない理由により予定していた数量が処理できない場合は、運搬先及び運搬距離を変更することができる。 5 上記3の場合、受注者は当初明示した運搬距離以内で残土処理場を探すものとし、実際の残土処理場までの運搬距離が近くなった場合は実績距離で変更すること。 また、残土処理場を探した結果、運搬距離が増える場合は、やむを得ない理由と認められる場合に限り変更することができる。

水道施設積算基準(令和8年4月1日) 新旧対照表

改定項 改定頁	新 (改 定 後)	旧 (現 行)
<p>積算基準</p> <p>第3章</p> <p>第5節</p> <p>5</p> <p>3.5-5</p>	<p>5 残土処分工</p> <p>(1) 適用範囲 本基準は、3.4-2の現場内流用又は指定処分場での残土処分が不可の場合の「協議処理」における工事により発生した残土の平地での処理作業を行う場合に適用する。 なお、締固め作業を行う必要がある場合は、別途考慮する。</p> <p>(2) 機種の選定 バックホウ(クロー型) (標準型・超低騒音型・排出ガス対策型 (2014年規制)) 山積0.8㎡ (平積0.6㎡) を標準とする。</p> <p>(3) 施工歩掛 「福島県土木工事積算基準 II-1-②-20 3-3 整地」によるものとする。</p>	<p>5 残土処分工</p> <p>(1) 適用範囲 本基準は、工事により発生した残土の平地における処理作業を行う場合に適用する。 なお、締固め作業を行う必要がある場合は、別途考慮する。</p> <p>(2) 機種の選定 バックホウ(クロー型) (標準型・超低騒音型・排出ガス対策型 (2014年規制)) 山積0.8㎡ (平積0.6㎡) を標準とする。</p> <p>(3) 施工歩掛 「福島県土木工事積算基準 II-1-②-20 3-3 整地」によるものとする。</p>

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和8年4月1日一部改定)

現行版
頁番号

水道施設
積算基準

3.7-3

新(改定後)

4 交通誘導警備員の必要日数の算出例
交通誘導警備員についても、耐震化、非耐震を区別して算出する。
交通誘導警備員の算出例を次に示す。

交通誘導警備員算出根拠

φ300DIP-GX布設工				■ 耐震化		□ 非耐震			
				■ 指定路線		□ 指定路線外			
工種	設計数量	日当り作業量		所要日数 (日)	日当り 配置人数 (人)	交替 要員 (人)	必要誘導警備員数 (人)		
		単位	単位				交・誘A	交・誘B	
準備工	試験掘工	11.0	2.0	5.5	2	1	2	1	
配水管布設工	舗装版切断工	1,480.0	203.0	7.3	2	0	1	1	
	φ300管布設工	500.0	18.0	27.8	3	1	2	2	
既設管接続工	既設管接続工	4.0	1.0	4.0	3	1	2	2	
舗装本復旧工	舗装版切断工	800.0	203.0	3.9	2	0	1	1	
	舗装版取壊工	2,400.0	484.0	5.0	2	1	2	1	
	不陸整正工	2,400.0	1,400.0	1.7	2	1	2	1	
	表層工	2,400.0	2,300.0	1.0	2	1	2	1	
作業日数計				56.2					
交通誘導警備員A									
必要数1人	11.2日	≒	12日	×	1人	=	12人		
必要数2人	45.0日	≒	45日	×	2人	=	90人		
合 計								102人	
交通誘導警備員B									
必要数1人	24.4日	≒	25日	×	1人	=	25人		
必要数2人	31.8日	≒	32日	×	2人	=	64人		
合 計								89人	

旧(現行)

4 交通誘導警備員の必要日数の算出例
交通誘導警備員についても、耐震化、非耐震を区別して算出する。
交通誘導警備員の算出例を次に示す。

交通誘導警備員算出根拠

φ300DIP-GX布設工				■ 耐震化		□ 非耐震			
				■ 指定路線		□ 指定路線外			
工種	設計数量	日当り作業量		所要日数 (日)	日当り 配置人数 (人)	交替 要員 (人)	必要誘導警備員数 (人)		
		単位	単位				交・誘A	交・誘B	
準備工	試験掘工	11.0	2.0	5.5	2	1	2	1	
配水管布設工	舗装版切断工	1,480.0	203.0	7.3	2	0	1	1	
	φ300管布設工	500.0	18.0	27.8	3	1	2	2	
既設管接続工	既設管接続工	4.0	1.0	4.0	3	1	2	2	
舗装本復旧工	舗装版切断工	800.0	203.0	3.9	2	0	1	1	
	舗装版取壊工	2,400.0	484.0	5.0	2	1	2	1	
	不陸整正工	2,400.0	1,510.0	1.6	2	1	2	1	
	表層工	2,400.0	2,300.0	1.0	2	1	2	1	
作業日数計				56.1					
交通誘導警備員A									
必要数1人	11.2日	≒	12日	×	1人	=	12人		
必要数2人	44.9日	≒	45日	×	2人	=	90人		
合 計								102人	
交通誘導警備員B									
必要数1人	24.3日	≒	25日	×	1人	=	25人		
必要数2人	31.8日	≒	32日	×	2人	=	64人		
合 計								89人	

【新旧対照表】水道施設積算基準(本編)(令和8年4月1日一部改定)

新(改定後)

旧(現行)

現行版
頁番号

水道施設
積算基準

3.7-4

交通誘導警備員算出根拠

給水管切替工					□ 耐震化		■ 非耐震	
					■ 指定路線		□ 指定路線外	
工種	設計数量	日当り作業量		所要日数 (日)	日当り 配置人数 (人)	交 警 要 員 (人)	必要誘導警備員数 (人)	
		単位	単位				交・誘A	交・誘B
給水管切替工	舗装版切断工	60.0	203.0	0.3	2	0	1	1
	給水管布設・切替	11.0	2.0	5.5	2	1	2	1
舗装本復旧工	舗装版切断工	60.0	203.0	0.3	2	0	1	1
	舗装版取壊工	110.0	484.0	0.2	2	0	1	1
	不陸整正工	110.0	1,400.0	0.1	2	0	1	1
	表層工	110.0	2,300.0	0.0	2	0	1	1
作業日数計				6.4				
交通誘導警備員A								
必要数1人	0.9日	≒	1日	×	1人	=	1人	
必要数2人	5.5日	≒	6日	×	2人	=	12人	
合 計								13人
交通誘導警備員B								
必要数1人	6.4日	≒	7日	×	1人	=	7人	
必要数2人	0.0日	≒	0日	×	2人	=	0人	
合 計								7人

交通誘導警備員算出根拠

給水管切替工					□ 耐震化		■ 非耐震	
					■ 指定路線		□ 指定路線外	
工種	設計数量	日当り作業量		所要日数 (日)	日当り 配置人数 (人)	交 警 要 員 (人)	必要誘導警備員数 (人)	
		単位	単位				交・誘A	交・誘B
給水管切替工	舗装版切断工	60.0	203.0	0.3	2	0	1	1
	給水管布設・切替	11.0	2.0	5.5	2	1	2	1
舗装本復旧工	舗装版切断工	60.0	203.0	0.3	2	0	1	1
	舗装版取壊工	110.0	484.0	0.2	2	0	1	1
	不陸整正工	110.0	1,510.0	0.1	2	0	1	1
	表層工	110.0	2,300.0	0.0	2	0	1	1
作業日数計				6.4				
交通誘導警備員A								
必要数1人	0.9日	≒	1日	×	1人	=	1人	
必要数2人	5.5日	≒	6日	×	2人	=	12人	
合 計								13人
交通誘導警備員B								
必要数1人	6.4日	≒	7日	×	1人	=	7人	
必要数2人	0.0日	≒	0日	×	2人	=	0人	
合 計								7人